

第3次 阿波市地域福祉計画



令和4年3月

阿波市

はじめに

本市では、これまで、平成29年3月に策定した「第2次阿波市地域福祉計画」に基づき、「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」の基本理念のもと、地域福祉の基盤づくりに取り組んでまいりました。



その一方で、近年、少子高齢化や人口減少など急激な社会情勢の変化に伴い、「地域間の繋がり」や、「人と人との絆」の希薄化が進む中、旧来より地域全体で担ってきた、地域の皆様とともに支え合いながら、高齢者の皆様方や、障がいのある方を見守り、また、将来を担う子どもたちを育てることの重要性が再認識されております。

こうした中、本市におきましては、地域における様々な課題に対応するため、地域の皆様や関係団体の皆様と、行政が一体となって支え合い、助け合える仕組みづくりを構築し、地域コミュニティの再生を図ることが重要であると考えております。

こうしたことから、今回、国や県の動向や、多様化する市民の皆様のニーズを踏まえ、これまで実施してきた施策の成果や課題を的確に検証・分析し、新たに「第3次阿波市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域全体での地域福祉活動の推進」「地域福祉活動のネットワーク構築」「福祉サービスの充実と適切な利用の促進」「安全・安心な地域づくりの推進」の4項目を基本目標として、市民の皆様や関係団体と行政等が一体となった地域福祉体制の強化に取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましても、地域福祉の更なる向上のため、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご指導、ご提言いただきました阿波市地域福祉計画策定委員の皆様、そして、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様に心からお礼を申し上げます。挨拶とさせていただきます。

令和4年3月
阿波市長 藤井 正助

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. これまでの流れ.....	2
(1) 第2次計画（平成29年度～令和3年度）の策定.....	2
(2) 本計画（令和4年度～令和8年度）の策定.....	2
3. 地域福祉計画及びその他計画とは.....	3
(1) 地域福祉計画の位置づけ.....	3
(2) 本計画の位置付け.....	5
(3) 本計画の期間.....	6
第2章 阿波市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1. 人口の状況.....	7
(1) 総人口と高齢化率の推移.....	7
(2) 年齢3区分別人口割合の推移.....	8
(3) 地域別の年齢3区分別人口の推移.....	9
(4) 総人口の推移.....	11
2. 世帯の状況.....	12
(1) 世帯類型別の推移.....	12
(2) 高齢者世帯の推移.....	13
(3) ひとり親世帯の推移.....	14
3. 高齢者の状況.....	15
(1) 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移.....	15
(2) 要介護（要支援）度別認定者の推移.....	15
4. 障がい者の状況.....	16
(1) 障害者手帳所持者の状況.....	16
(2) 各種障害者手帳所持者の状況.....	17
5. 各種調査の実施.....	21
(1) 住民アンケート調査の実施.....	21
(2) 団体調査及びヒアリングの実施.....	21
(3) ワークショップの実施.....	22
6. 第2次計画の評価.....	25
(1) 「基本目標Ⅰ 地域の支え合いによる福祉活動の推進」について.....	25
(2) 「基本目標Ⅱ 地域福祉活動に対する支援の充実」について.....	26
(3) 「基本目標Ⅲ 福祉サービスの充実と適切な利用の推進」について.....	27
(4) 「基本目標Ⅳ 安全・安心な地域づくりの推進」について.....	28

第3章 計画の方向性	29
1. 基本理念	29
2. 重要視点	30
3. 基本目標	31
(1) 地域全体での地域福祉活動の推進	31
(2) 地域福祉活動のネットワーク構築	31
(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の促進	31
(4) 安全・安心な地域づくりの推進	32
4. 施策体系	33
 第4章 地域福祉施策の展開	 35
基本目標1. 地域全体での地域福祉活動の推進	36
(1) 地域福祉活動への参加促進	39
(2) 地域福祉活動の広報・啓発促進	40
(3) 地域福祉活動の資源の充実	42
(4) 地域全体の活性化	43
基本目標2. 地域福祉活動のネットワーク構築	44
(1) 団体間の情報共有の促進	46
(2) 団体間の人材・活動の交流の促進	47
(3) 団体間の連携に向けた仕組みづくり	48
基本目標3. 福祉サービスの充実と適切な利用の促進	49
(1) 福祉サービスの内容の充実	51
(2) 支援を必要とする人についての情報収集と支援の促進	52
(3) 相談支援の充実	53
基本目標4. 安全・安心な地域づくりの推進	55
(1) 地域で暮らす多様な人たちへの理解促進	57
(2) 災害発生時の支援体制の強化	58
(3) 権利擁護の支援の徹底＜成年後見制度利用促進基本計画＞	59
(4) 犯罪をした人への包括的な支援の推進＜再犯防止推進計画＞	60

第5章 成年後見制度利用促進基本計画	
(阿波市成年後見制度利用促進基本計画)	61
1. 成年後見制度とは	61
2. 成年後見制度が必要となる背景	62
3. 阿波市における成年後見制度に関する取り組みの状況	62
4. 成年後見制度利用促進に向けた今後の取り組み	63
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築のための取り組み	63
(2) 地域連携ネットワークの中核機関の整備に向けた取り組み	64
(3) 成年後見制度の周知・啓発活動	64
第6章 再犯防止推進計画(阿波市再犯防止推進計画)	65
1. 計画策定の背景	65
2. 再犯防止を取り巻く現状	65
(1) 保護司の活動	65
(2) 令和2年 徳島県市町村別刑法犯認知件数	66
(3) 阿波吉野川警察署管内刑法犯発生・検挙状況の推移	66
(4) 再犯時の職業の状況	67
3. 再犯防止推進の取り組み	67
(1) 再犯防止推進に関する周知・啓発活動	67
(2) 就労の確保	68
(3) 住まいの確保	68
(4) 保健医療・福祉サービスの利用促進のための取り組み	68
(5) 保護司など民間協力者の活動の推進	68
第7章 計画の推進体制	69
1. 計画の推進・見守り体制の構築	69
2. 行政の役割	69
3. 社会福祉協議会との連携強化	69
4. 地域福祉活動計画と地区別の推進体制	70
5. 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの役割	70
6. 地域コミュニティにおける推進体制	70

資料編

1.	関連事業一覧.....	71
(1)	社会福祉課.....	72
(2)	子育て支援課.....	76
(3)	介護保険課（地域包括支援センター）.....	77
(4)	健康推進課.....	80
(5)	企画総務課.....	80
(6)	市政情報課.....	81
(7)	人権課.....	81
(8)	学校教育課.....	82
(9)	社会教育課.....	82
2.	阿波市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	83
3.	阿波市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	84

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化の進行、独居高齢者や核家族の増加、ライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりや支え合いの基盤が弱まっています。また、引きこもりなどの社会的孤立、介護や子育てに関する悩み、虐待や自殺の増加などが顕在化し、様々な分野の課題が絡み合うことで従来の分野別の福祉では対応できず、複雑化・複合化しています。

すべての人が地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、「公的支援」の充実はもちろんのこと、地域住民が地域課題を自分のこととして捉え、住民同士で支え合う地域福祉を推進していくことが重要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国・県の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成29年3月に「第2次阿波市地域福祉計画」を策定し、「自らの地域は自分たちで支えていく」という地域福祉の醸成を図りながら、地域住民、地域福祉に関わる団体と行政が一体となった地域福祉体制の強化に取り組んでいます。

このたび、令和3年度末に第2次計画が終了することを受け、本市の現状や課題を再度洗い出して整理し、「第3次阿波市地域福祉計画」（以下「本計画」）を策定することとなりました。

また、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから本計画に包含して策定します。

2. これまでの流れ

(1) 第2次計画(平成 29 年度～令和3年度)の策定

第2次計画策定時には、第1次計画期間中に起きた台風や集中豪雨、平成 28 年4月の熊本地震などの自然災害による被害を受け、地域との助け合いや日頃からのつながりの大切さが再認識されたこと、独居高齢者の増加や支援を必要とする人の増加、地域住民の抱える課題の多様化などの社会背景がありました。

これらを踏まえるとともに、第1次計画の評価、アンケート調査、市内の福祉関係団体へのアンケート調査を実施し、学識経験者、福祉関係団体、地域のボランティア団体などの代表者で構成された「第2次阿波市地域福祉計画策定委員会」において検討を重ねたうえで計画を策定しました。

(2) 本計画(令和4年度～令和8年度)の策定

第2次計画期間中には、地域包括ケアシステム強化のため、介護保険法などの一部を改正する法律が施行され(平成 30 年4月)、地域共生社会の実現に向けた地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくりや、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努めることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染防止のために人と人との距離が取られ、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされました。社会的な孤立や高齢者の虚弱化などの課題が深刻化し、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となりました。

本計画の策定にあたっては、これらの社会背景を踏まえるとともに、第2次計画の評価を行い、各施策の進捗や成果を検証しました。また、住民アンケート調査、市内の福祉関係団体へのアンケート調査とヒアリングを実施し、これらの結果を「第3次阿波市地域福祉計画策定委員会」で検討し、計画を策定しました。

3. 地域福祉計画及びその他計画とは

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条の規定に基づき、第 4 条に定める地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制などについて、行政はもとより、地域の多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、計画的に整備していくことを定めるものです。

また、本計画では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条の規定に基づく、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を位置付けます。

社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

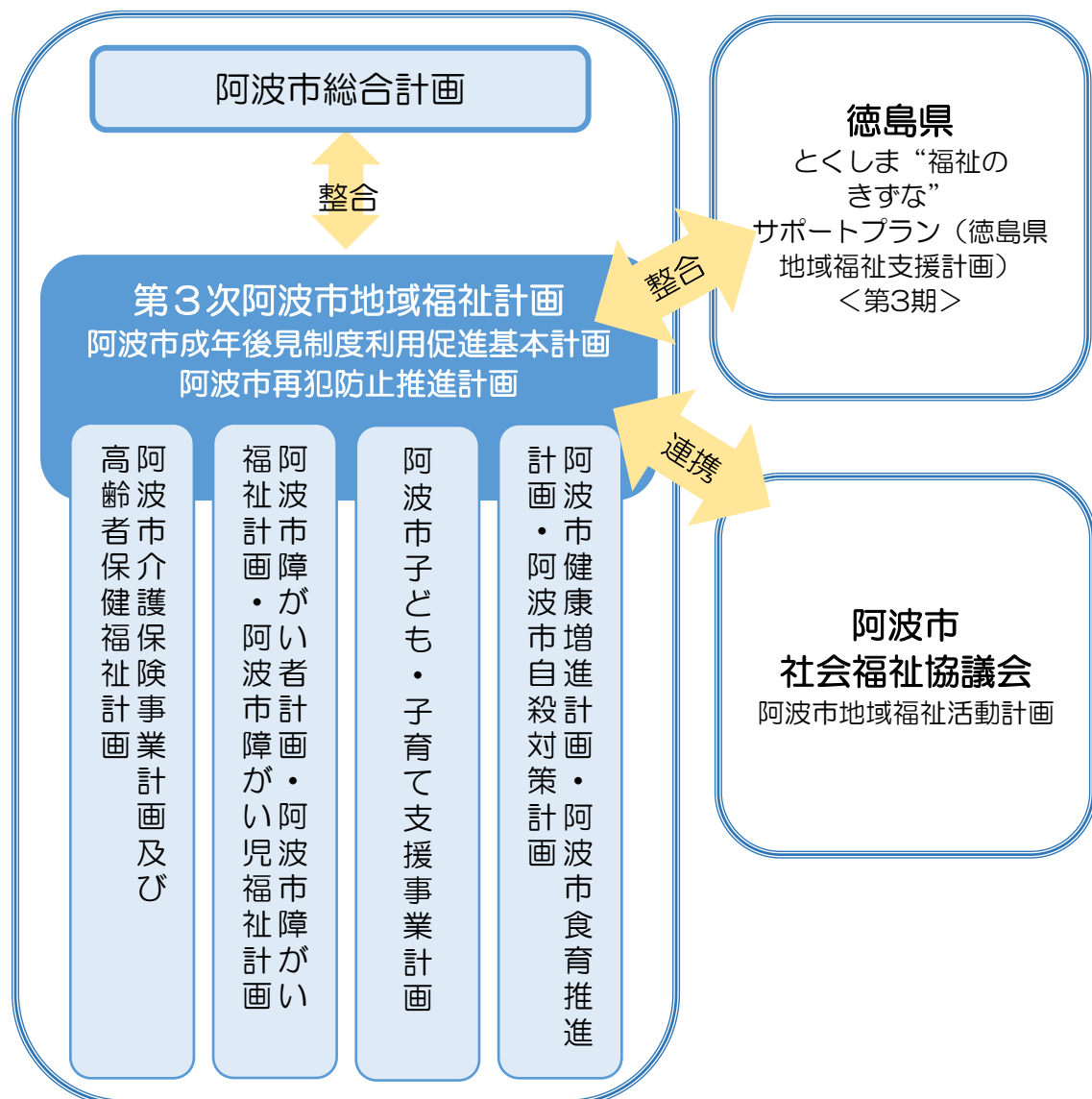
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 本計画の位置付け

本市の福祉関係計画には、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、それぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みがより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

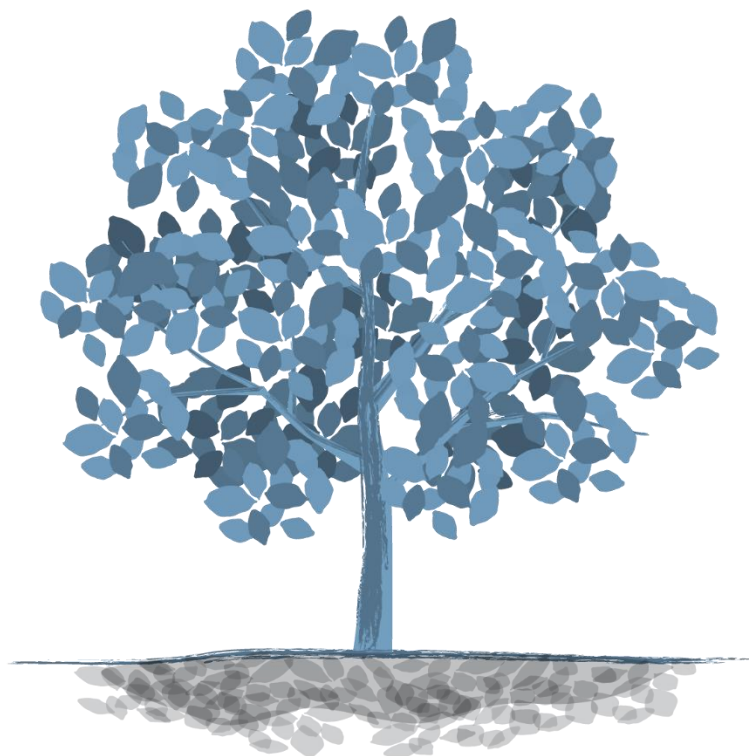
また、徳島県においても平成31年3月に「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第3期＞」が策定されており、5つの重点課題を設定して「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向け各施策を推進していることから、本計画策定にあたっては整合性を図ります。



(3) 本計画の期間

計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5ヶ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
第2次計画	第3次阿波市地域福祉計画					第4次計画
	阿波市成年後見制度利用促進基本計画					次期計画
	阿波市再犯防止推進計画					次期計画

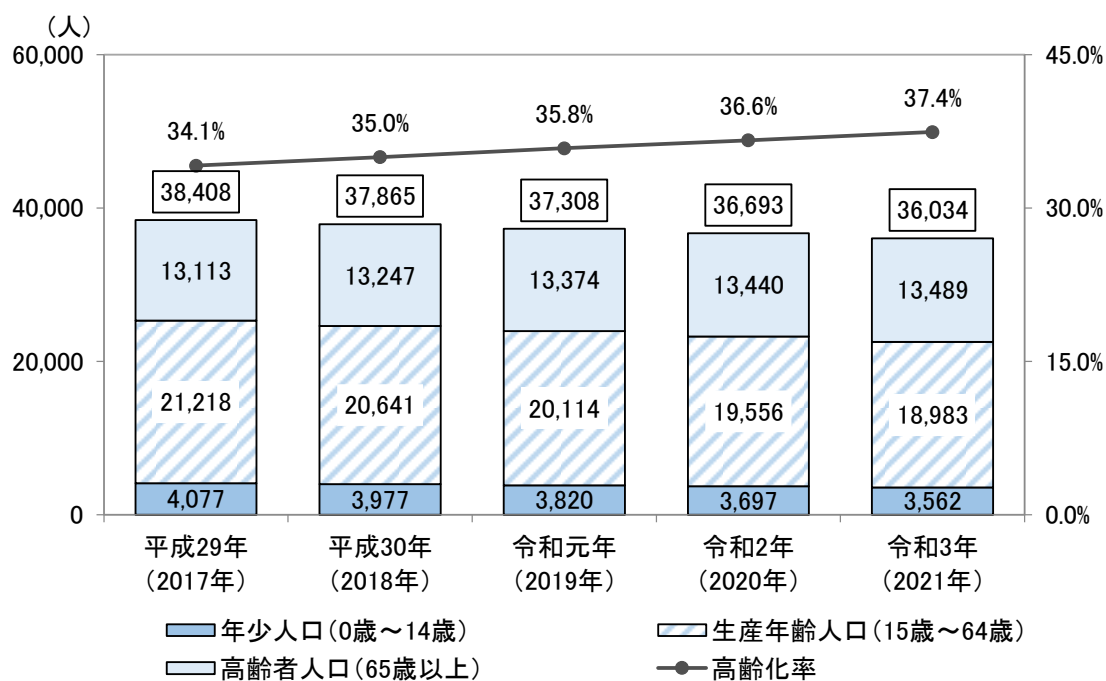


第2章 阿波市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

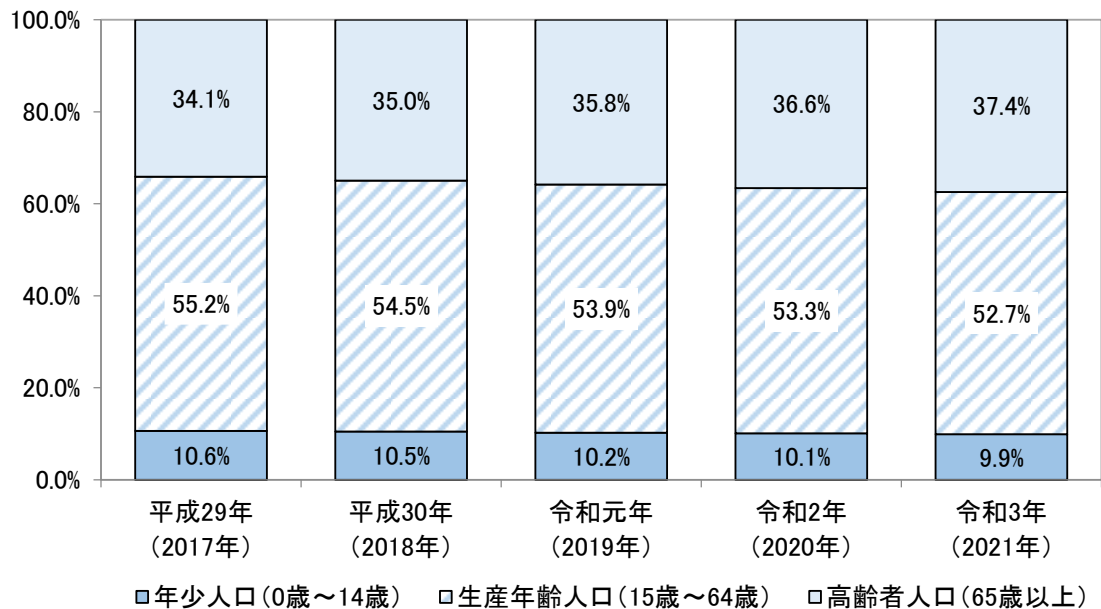
本市の総人口は平成29年の38,408人以降年々減少し、令和3年には36,034人となっています。内訳をみると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方で、高齢者人口は年々増加しており、人口に占める高齢化率も同様に増加しています。



出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成29年に10.6%だった年少人口は令和3年には9.9%と1割を下回っています。生産年齢人口割合も年々減少を続けている一方で、高齢者人口割合は年々増加しています。

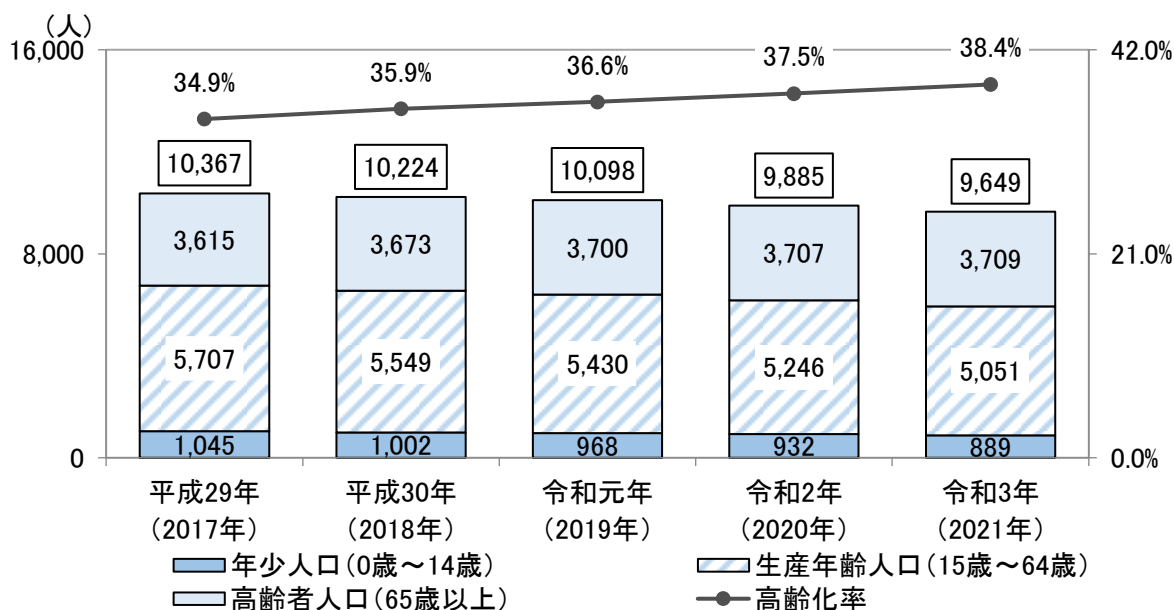


出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

(3) 地域別の年齢3区分別人口の推移

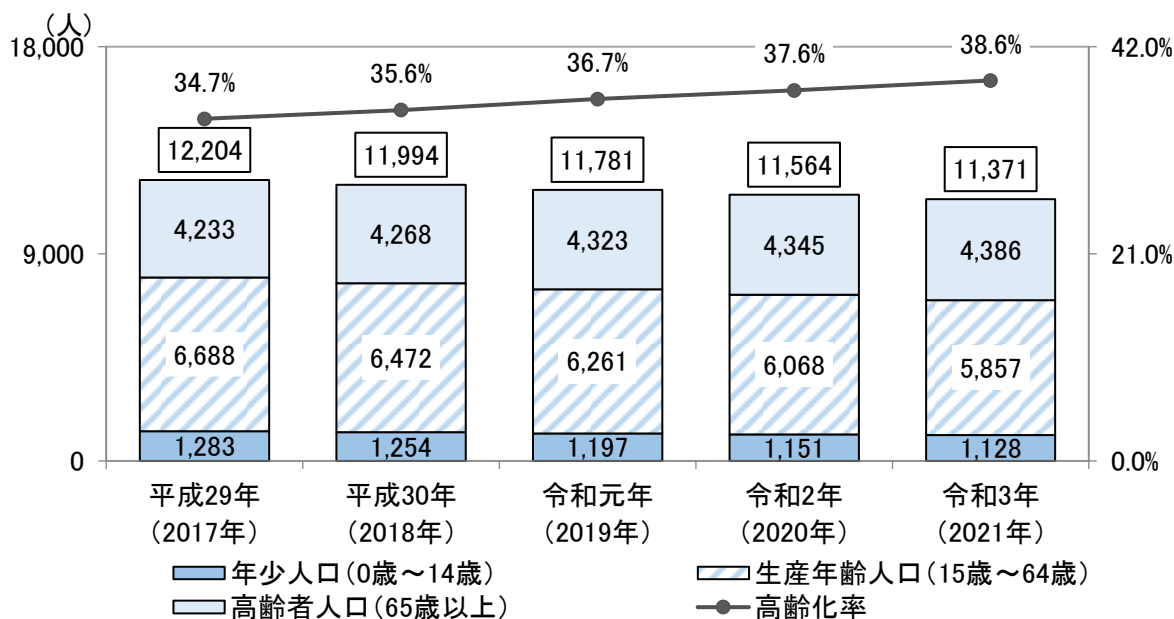
地域別に年齢3区分別人口をみると、地域の総人口では阿波地域が最も多く、吉野地域が最も少なくなっています。すべての地域で人口は年々減少し、高齢化率は年々増加しています。高齢化率は令和3年では阿波地域が最も高くなっています。

市場地域



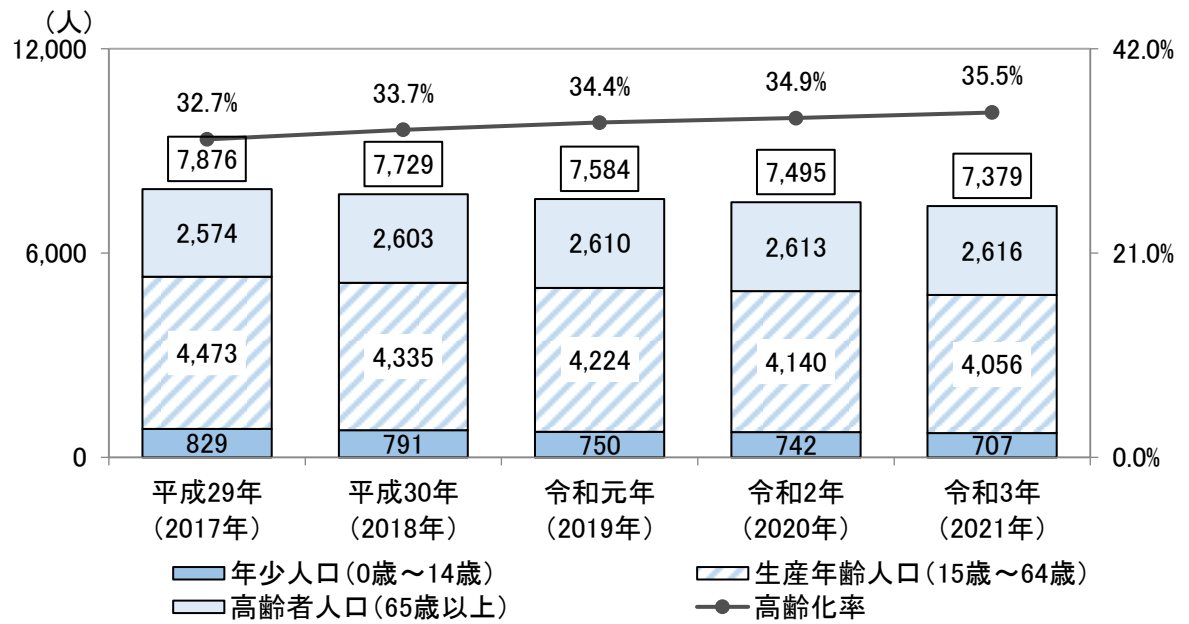
出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

阿波地域



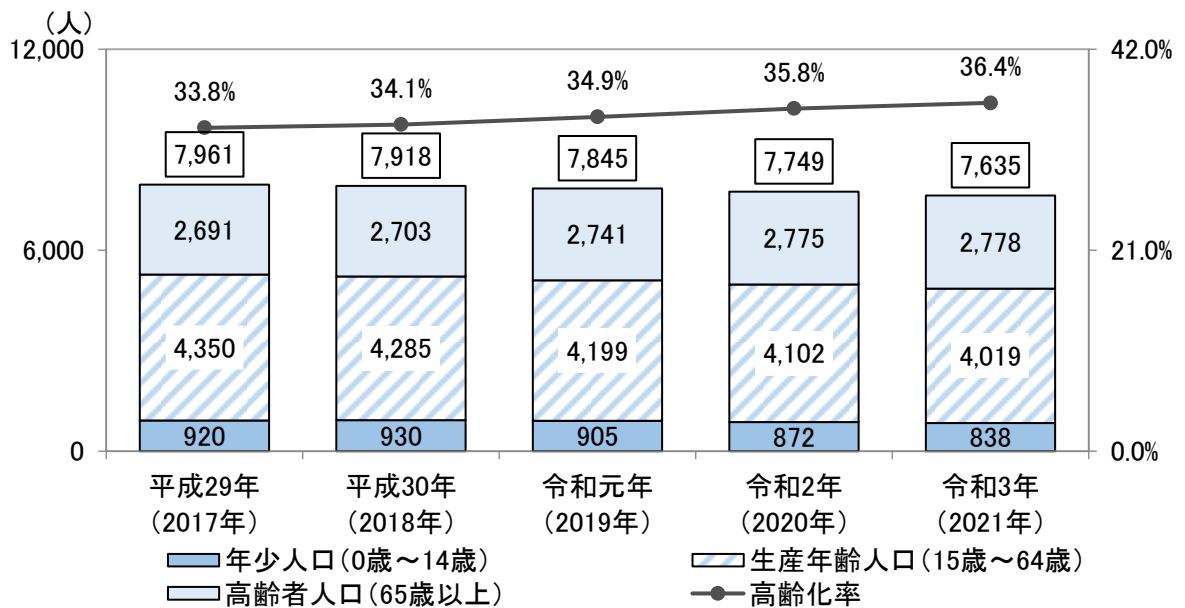
出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

吉野地域



出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

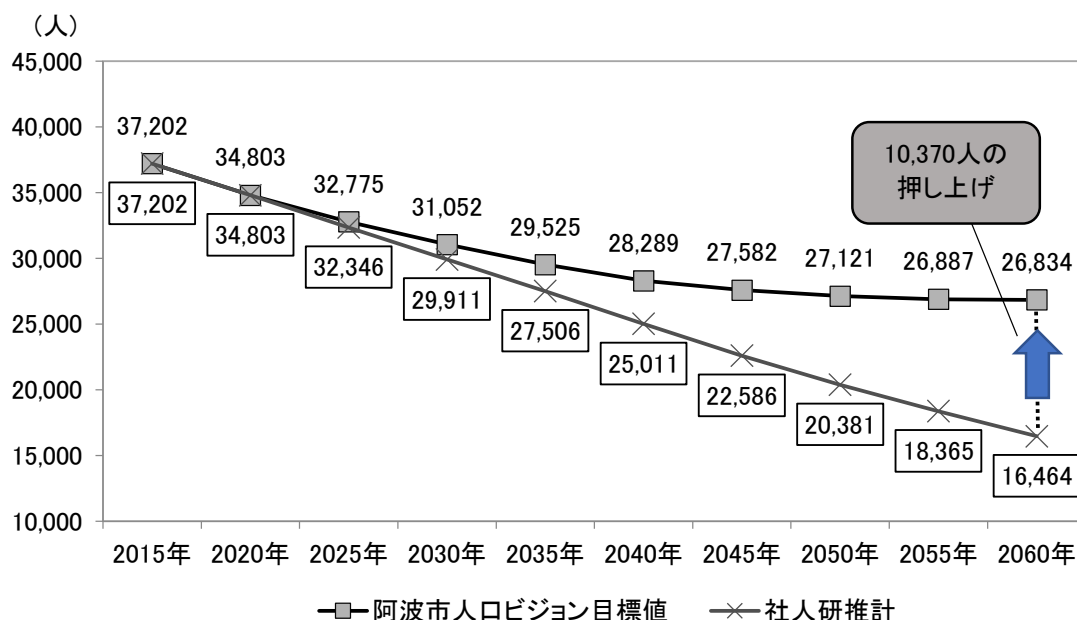
土成地域



出典：住民基本台帳（各年9月末時点）

(4) 総人口の推移

総人口は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2060年には16,464人にまで減少すると推計されていますが、本市は人口減少対策施策を実施することで、26,000人台を維持する目標となっています。



出典：阿波市人口ビジョン

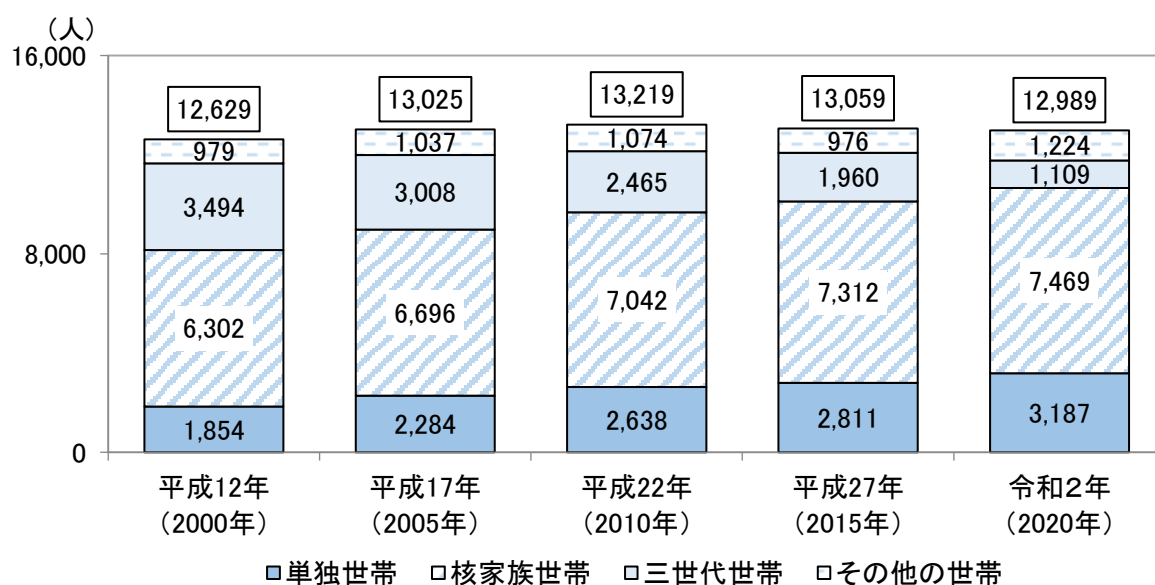
※阿波市人口ビジョンの総人口の推計は、平成27年（2015年）までの国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が算出しています。社人研推計では、令和2年（2020年）には34,803人になると見込まれていましたが、住民基本台帳による実績値（本章1. 人口の状況（1）総人口と高齢化率の推移）をみると、36,693人となっています。

2. 世帯の状況

(1) 世帯類型別の推移

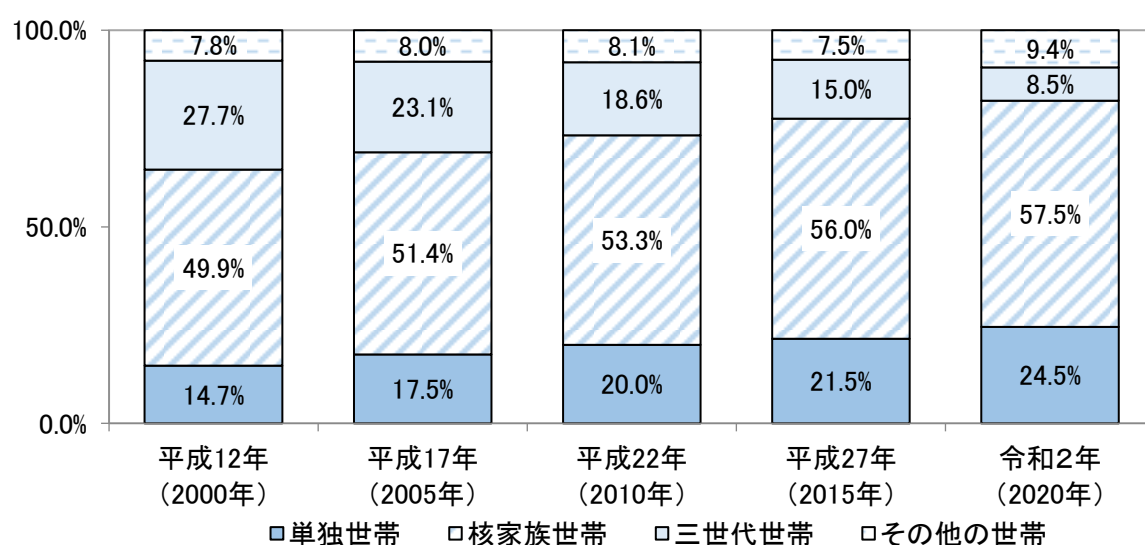
世帯の総数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年には減少し、令和2年には12,989世帯となっています。また、世帯類型別の構成比をみると、単独世帯及び核家族世帯の割合が増加する一方、三世代世帯の割合は低下しています。

世帯類型別世帯数の推移



出典：国勢調査

世帯類型別構成比の推移



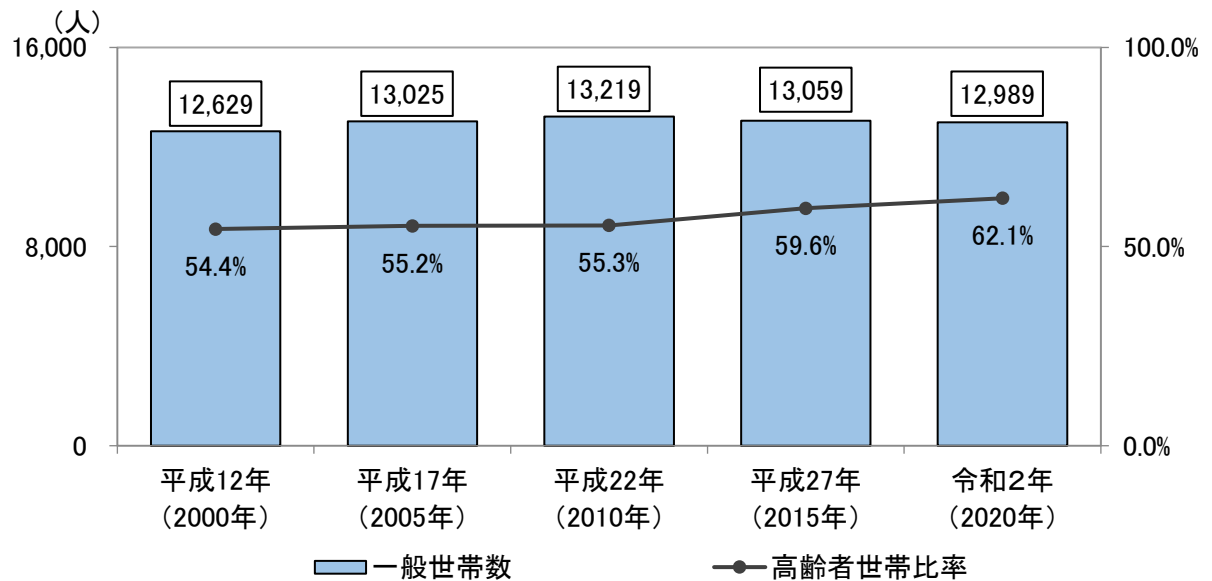
出典：国勢調査

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯比率は年々増加し、令和2年には62.1%となっています。

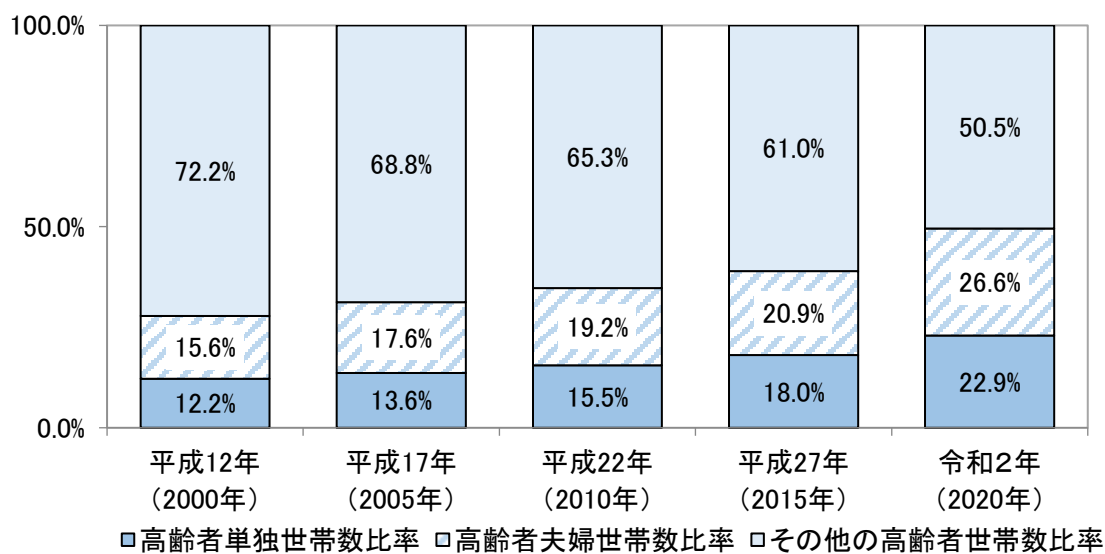
高齢者世帯の構成比の推移をみると、高齢者単独世帯数比、高齢者夫婦世帯数比ともに増加しています。

一般世帯総数と高齢者世帯比率



出典：国勢調査

高齢者世帯の構成比の推移

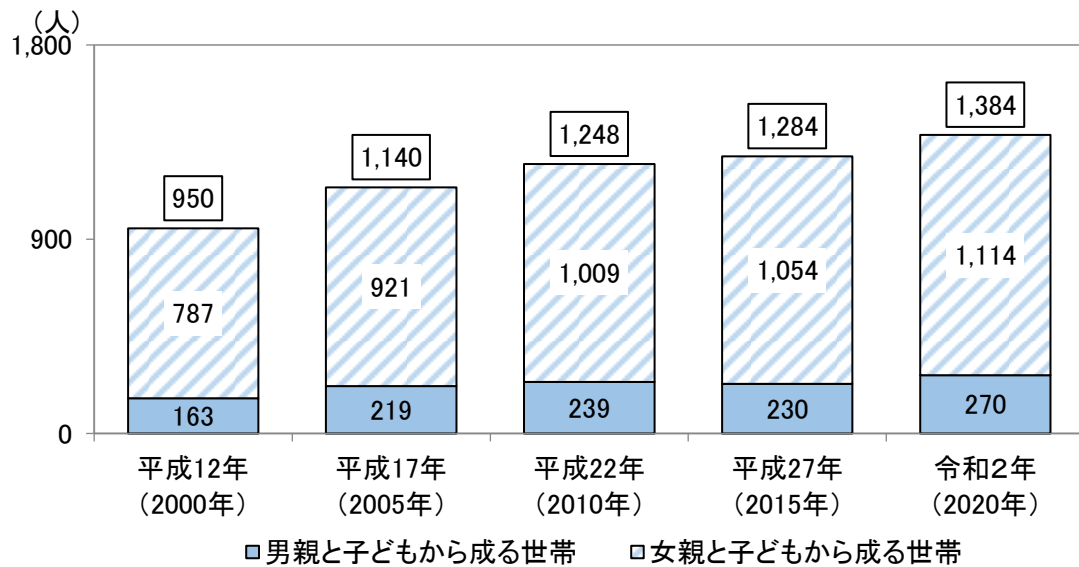


出典：国勢調査

(3) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の総数は年々増加し、令和2年には1,384世帯となっています。特に、女親と子どもからなる世帯は平成22年には1,000世帯を超え、令和2年には1,114世帯となっています。

ひとり親世帯数の推移

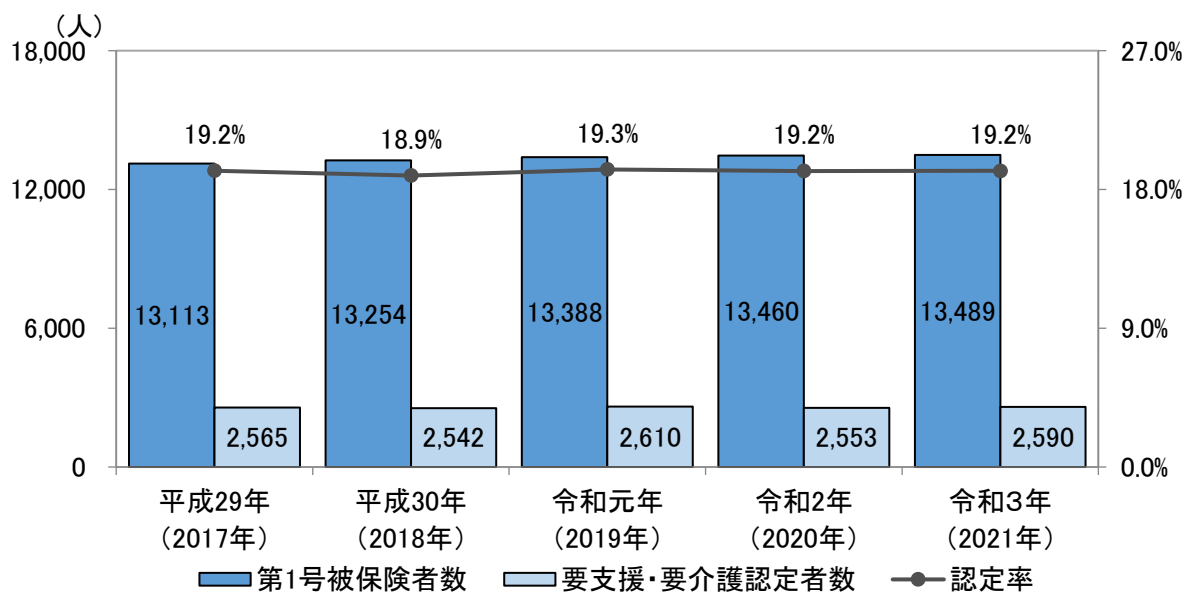


出典：国勢調査

3. 高齢者の状況

(1) 要介護(要支援)認定者数及び認定率の推移

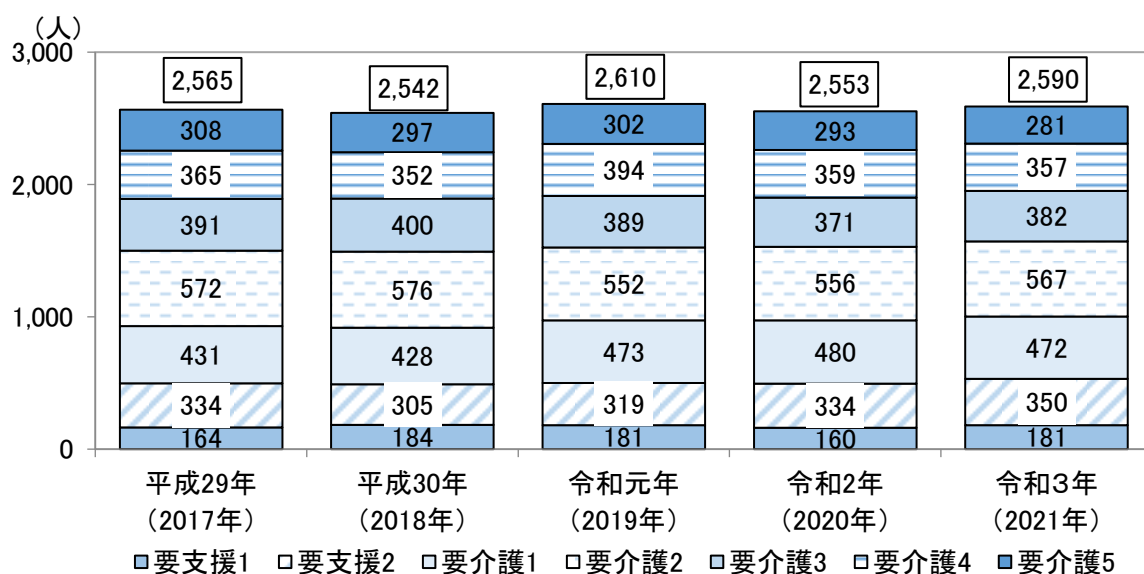
要介護（要支援）認定者数は令和元年に 2,610 人で最も多くなっていますが、その他の年ではほぼ横ばいで推移しています。高齢者人口が増加する中で、認定率は横ばいで推移しています。



出典：阿波市介護保険課

(2) 要介護(要支援)度別認定者の推移

要介護（要支援）度別の認定者数の推移をみると、要介護2が最も多くなっています。それぞれの要介護（要支援）度別に増減はあるものの、令和元年には要介護1、要介護4が平成30年から大きく増加しています。



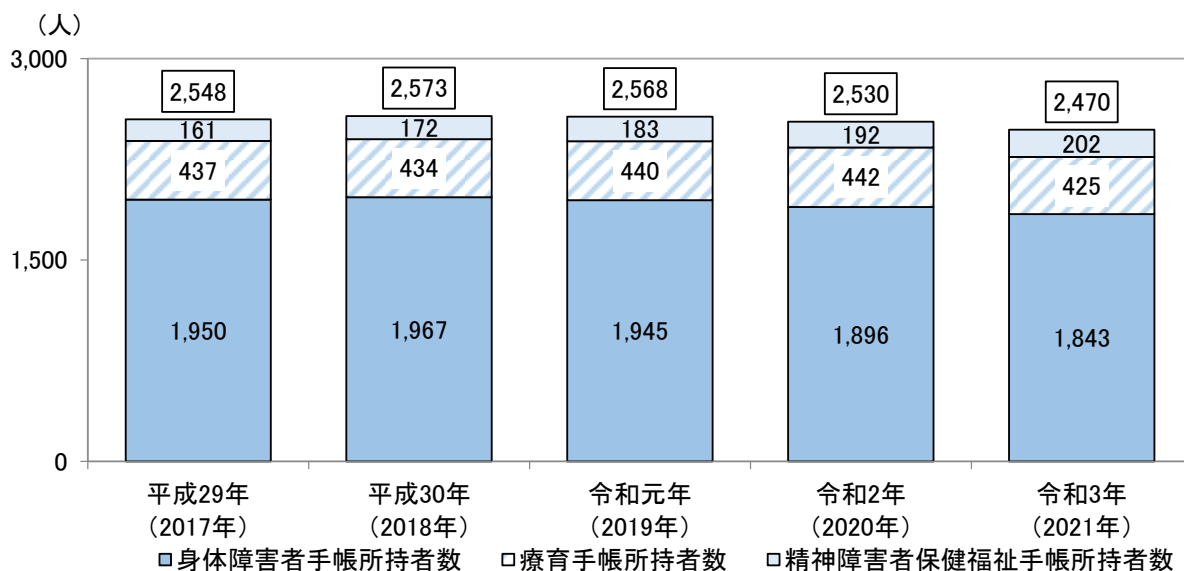
出典：阿波市介護保険課

4. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

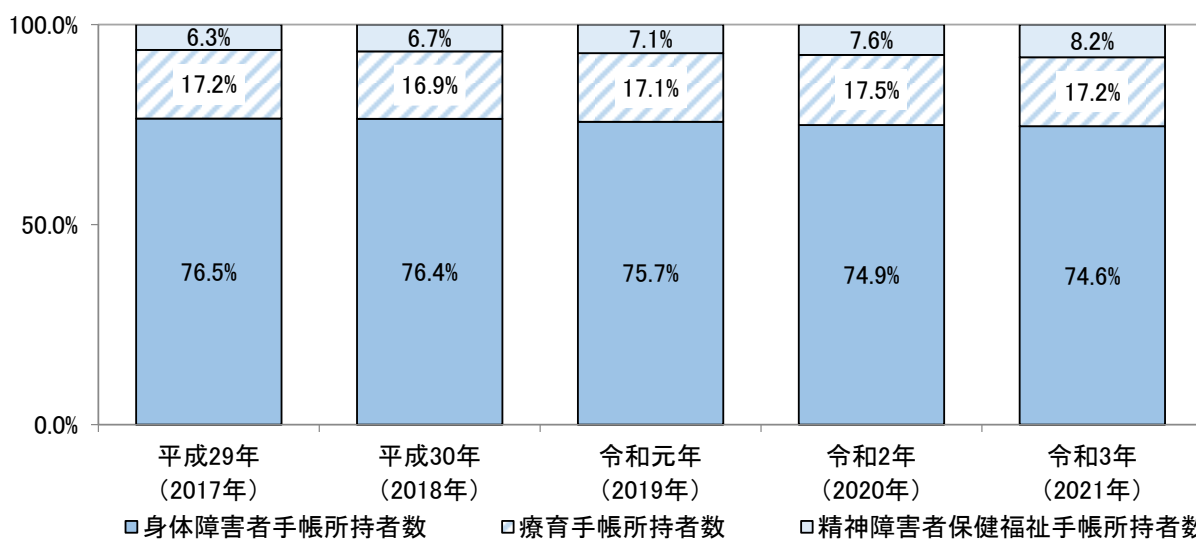
障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年をピークに年々減少しています。



出典：阿波市社会福祉課

② 障害者手帳所持者数の割合の推移

障害者手帳所持者数の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は年々減少、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。



出典：阿波市社会福祉課

(2) 各種障害者手帳所持者の状況

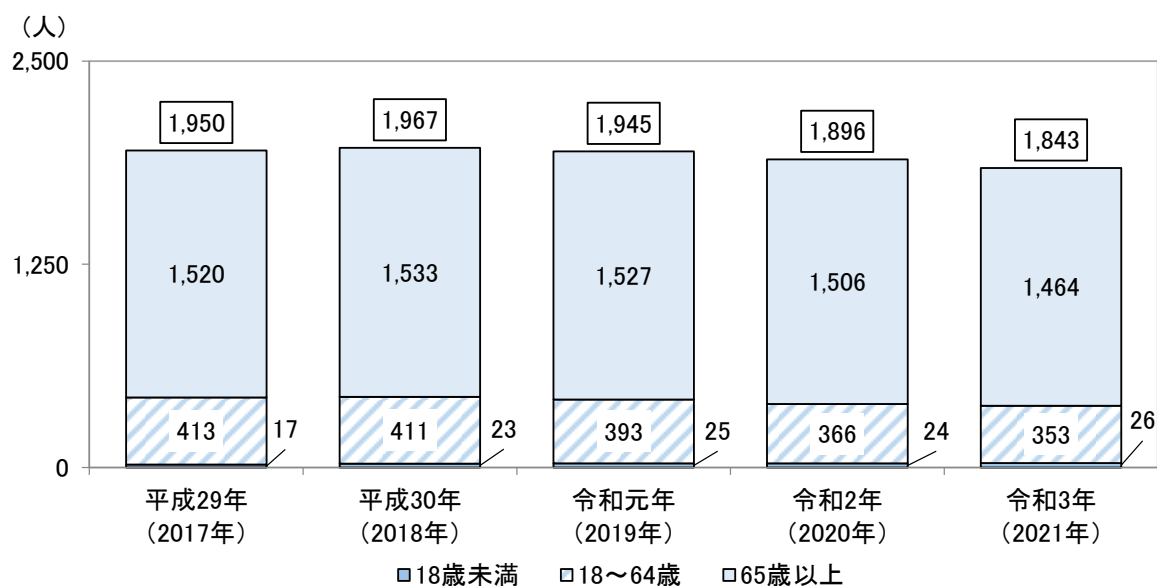
① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の状況を年齢区分別にみると、18歳未満は微増傾向、18～64歳未満、65歳以上は減少傾向となっています。

等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。

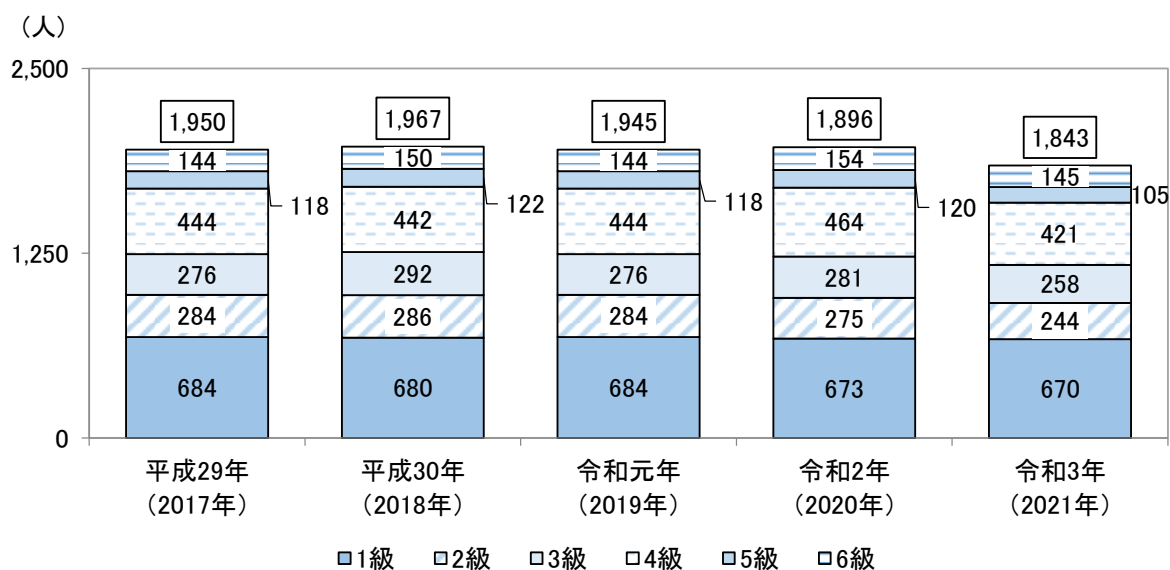
障がい種類別にみると、肢体不自由が最も多くなっていますが、年々減少しています。

年齢



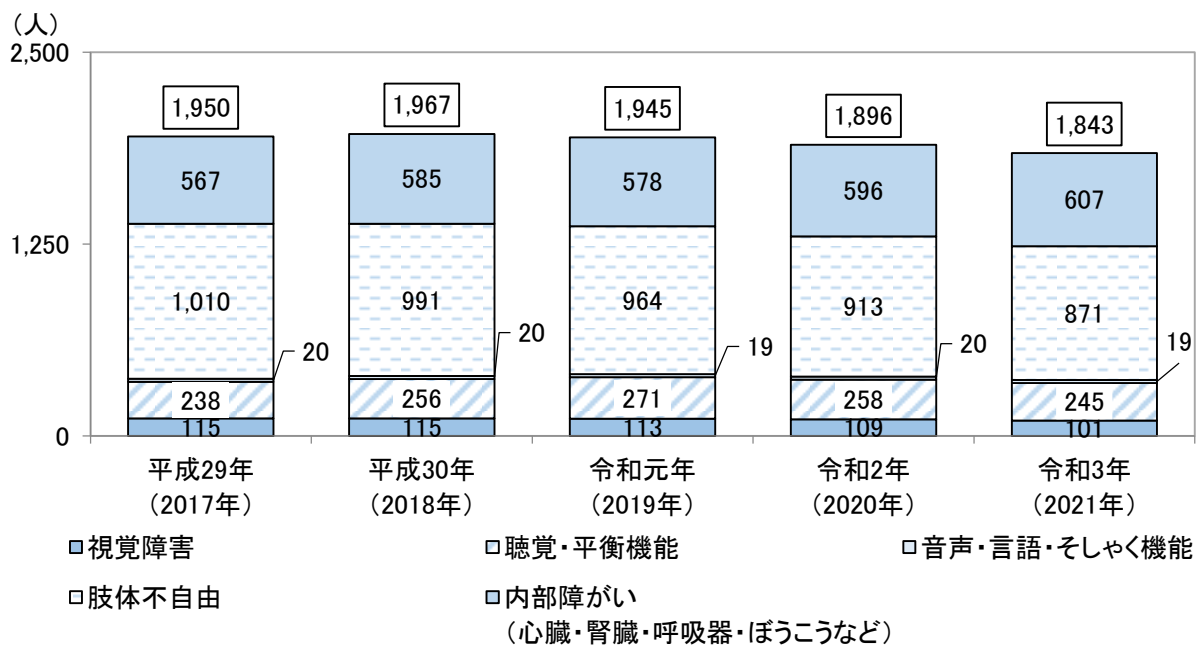
出典：阿波市社会福祉課

等級



出典：阿波市社会福祉課

障がい種別



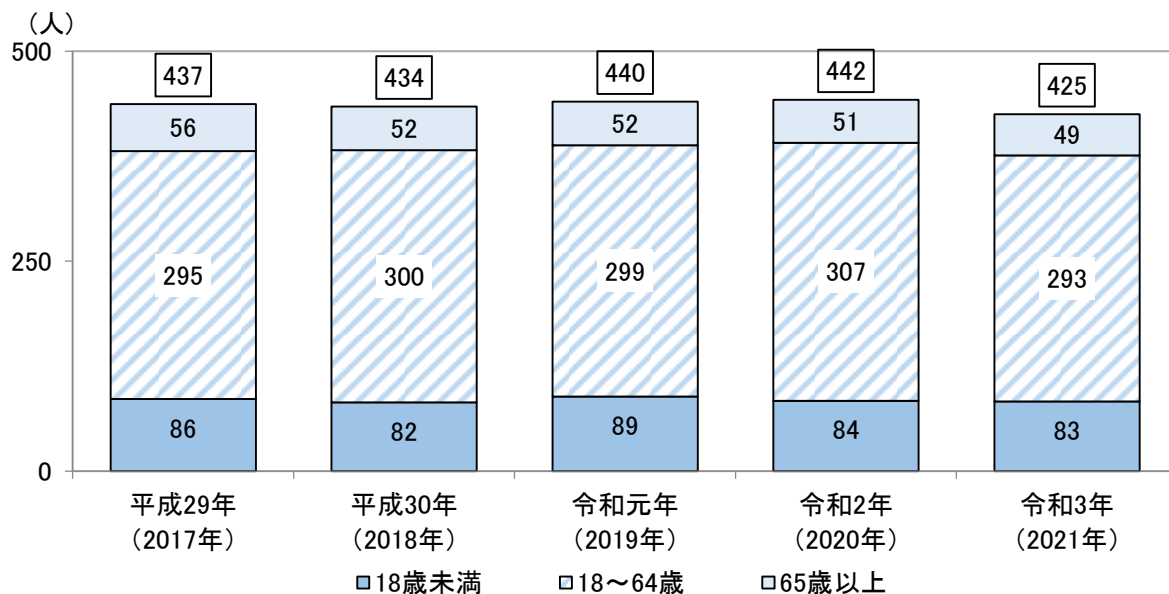
出典：阿波市社会福祉課

② 療育手帳所持者の状況

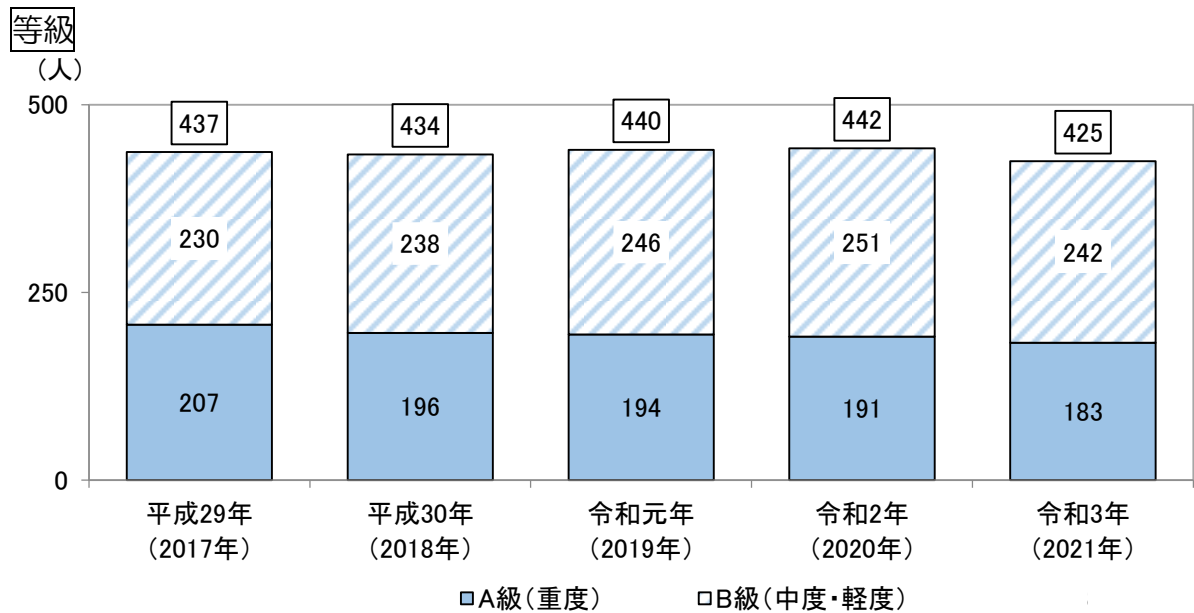
療育手帳所持者の状況を年齢区分別にみると、いずれの年齢区分でも横ばいとなっています。

等級別にみると、A級（重度）は年々減少傾向となっています。

年齢



出典：阿波市社会福祉課

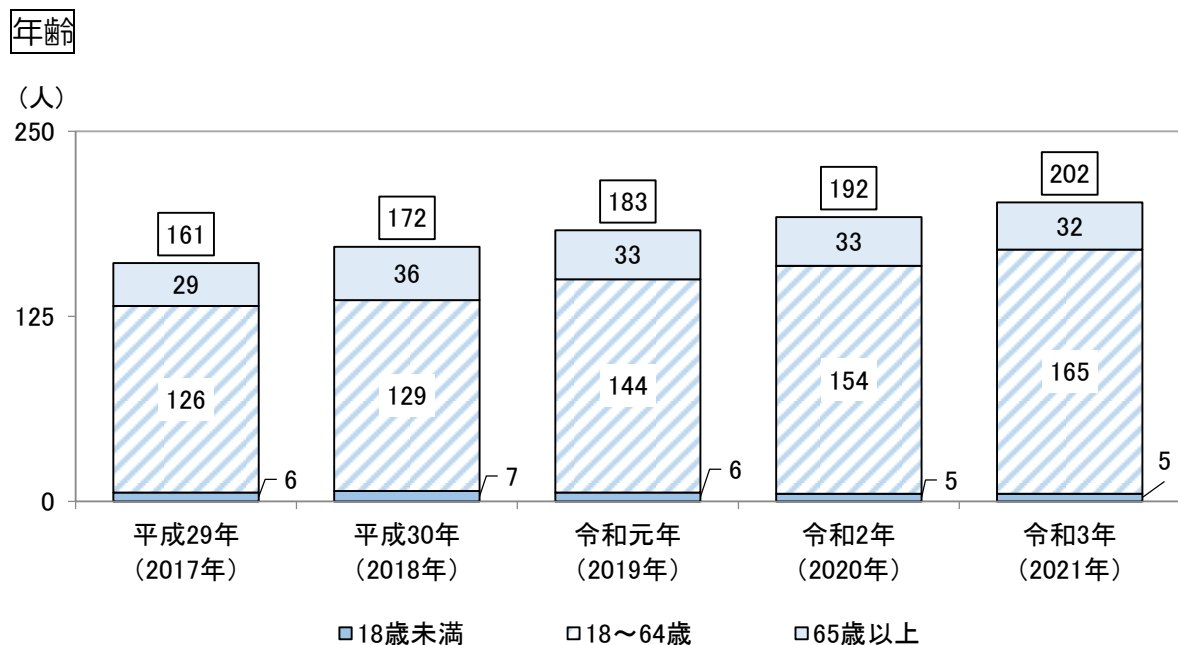


出典：阿波市社会福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢区分別にみると、18歳未満、65歳以上では横ばい、18～64歳未満で増加傾向となっています。

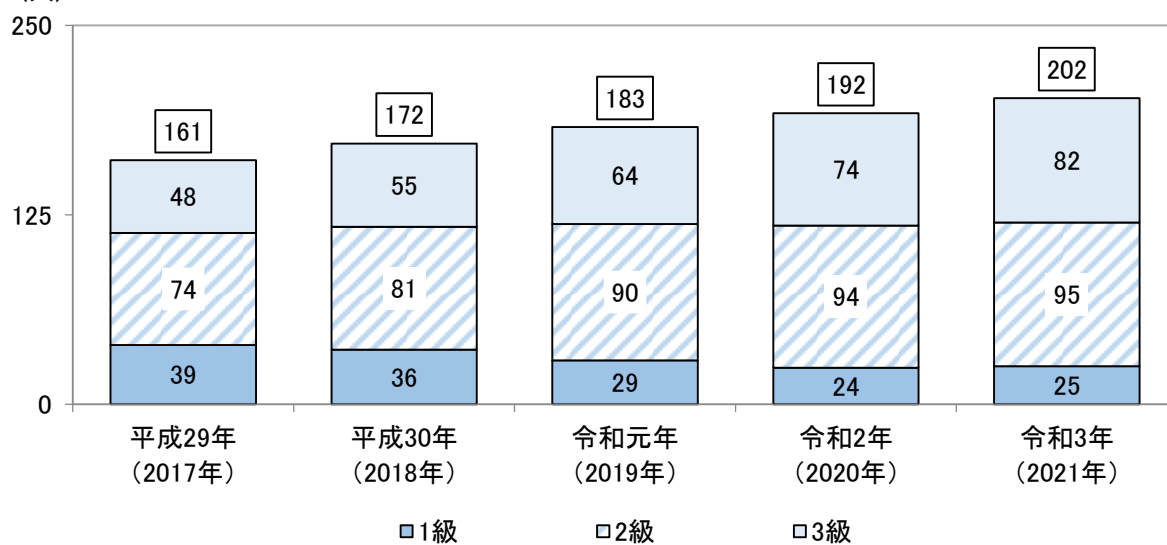
等級別にみると、1級は減少傾向、2級、3級では年々増加しています。



出典：阿波市社会福祉課

等級

(人)



出典：阿波市介護保険課



5. 各種調査の実施

(1) 住民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、「地域福祉」に対する地域住民の意見を把握し、計画に反映させるため、18 歳以上の市民 2,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。また、第2次計画策定時は 20 歳以上の市民を対象としておりましたが、次代を担う若い世代の声を取り入れるため、今回より対象を 18 歳以上としました。

調査の実施について

調査対象者	18 歳以上の市民（無作為抽出）
調査期間	令和3年9月7日（火）～令和3年9月24日（金）
調査方法	郵送による配布・回収

配付・回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
2,000 件	706 件	35.3%

(2) 団体調査及びヒアリングの実施

市内の地域福祉の現状について把握するため、福祉関係団体に調査を実施しました。また、本計画に成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を包含することから、成年後見制度と再犯防止に関わる団体への調査を併せて行いました。

調査の実施について

調査対象者	市内で活動する 82 団体（事業所） うち成年後見に関連する 3 団体 再犯防止に関連する 1 団体
調査期間	令和3年10月14日（木）～令和3年10月28日（木）
調査方法	郵送による配布・回収

配付・回収結果

調査対象団体数（配布数）	有効回収数	有効回収率
82 件	67 件	81.7%

(3) ワークショップの実施

阿波高校の2年生 25 名を対象に、「地域共生社会の実現」に向けた地域活動について議論していただくワークショップを実施しました。

<ワークショップの概要>

実施日：令和3年 10 月 28 日（木）

実施場所：県立阿波高等学校

参加者：県立阿波高等学校2年生（「総合的な探求の時間」医療・福祉分野 25 名）、3年生【※質疑応答のみ】

<ワークショップで出た意見>

1 班 「各季節のイベントでたくさんの人と交流する」

項目	内容
場所	児童園・幼稚園、老人ホーム
参加者	子ども、お年寄り
目的・内容	お正月：餅つき、節分：豆まき、ひな祭り：ひな人形を作る（折り紙、色塗り）、イースター：卵の色塗り、卵探し、こどもの日：鯉のぼりを作る、母の日・父の日：手作りプレゼントを渡す、ハロウィン：仮装、近隣を回る【※児童園・幼稚園のみ】
	敬老の日：手作りプレゼントを渡す 【※老人ホームのみ】
	七夕：短冊作り、クリスマス：パーティー（プレゼント交換、ケーキ作り）、その他：地域の人と阿波にちなんだ飲食の作成
開催方法	午前・午後の二部制
募集方法	チラシなどを活用して、参加者を募集する
その他の意見	地域の中高生と赤ちゃんとのふれあい体験
	たくさんの人と交流できる場をつくる（色々な年齢・性別の人達）

2班 「健康たもとう awa walking！～阿波市の魅力を再確認！～」

項目	内容
時期	春と夏の長期休暇、昼 13 時～17 時、秋（涼しい時期）
場所	阿波市の神社、お遍路みち、八幡神社
参加者	高齢者、地域の人、他県の人、農家の人
目的・内容	阿波市は果物（ぶどう・いちご）などが有名なので、他の人にも知ってもらえるようなイベントにする
	地域の農家の方の所に訪問し、阿波市の果物について学ぶ
	阿波高校の生徒が果物を宣伝し、販売する
	老人ホームなどに入所している高齢者との交流会
	昔ながらの遊びや職業体験など
	物々交換
	阿波高校のダンス部、音楽部、演劇部などの公演を開き、地域の人たちを集める
	スタンプラリーをしながら、阿波市の観光スポットめぐり スタンプラリーの景品に阿波市の果物を使用する
	さんぽ
募集方法	HP（ホームページ）とチラシで募集
	インターネットを使って人を集める
	ポケモンGOで子どもを集める
	阿波市の市役所に案内ポスターを貼る
その他の意見	温泉と連携する



3班 「高校生が主体となるゴミ拾い活動」

項目	内容
時期	月1回、日曜日、午前中、休日に活動すれば参加しやすい
場所	時期によって変える、吉野川周辺、公共施設のまわりを掃除する、阿波市内の人通りの多いところ
参加者	阿波市に住んでいる全ての人が参加できる、小さい子どもは保護者が必要、高校生が主体になって子どもや高齢者が集まって活動
目的・内容	「地球環境を守る日」に地域の人も参加する
その他の意見	バザー
	合唱や楽器演奏などのコンサートを開催する
	阿波踊りを通してのふれあい
	災害の時や障がい者の人でも簡単にできるものづくり

4班 「地域の人とスポーツイベントをする」

項目	内容
参加者	家族、老人会
目的・内容	運動不足を解消しつつ、地域間での交流を深める
	ミニ運動会の開催：かけっこ、綱引き、パン食い競争、借りもの競争、玉入れ、ボール運び、大玉転がし、ラジオ体操
	お年寄りについては、ラジオ体操などで準備運動をして、けがの防止を図る
募集方法	チラシの配布、SNSの活用
その他の意見	ポケモンGOを使って歩く
	子どもやお年寄りの交流イベント
	観光名所をめぐる
	サイクリングのイベント
	地域の子どもたちと遊ぶスポーツイベント
	清掃活動を兼ねた行事
	ゴミゼロを兼ねたウォーキング

6. 第2次計画の評価

(1) 「基本目標Ⅰ 地域の支え合いによる福祉活動の推進」について

① 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントなどの中止

地域の行事や新たなイベントについては、市広報誌、市ホームページ、CATV（阿波市ケーブルテレビ）など、本市の情報発信ツールを活用して周知を図っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのイベントは中止、規模縮小などの措置を取ることになり、周知・啓発活動が進めにくい状況です。また、市内でサロン交流会を実施し、サロン活動の活性化を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、人数制限を行ったうえでの開催となっています。

今後は、経済活動全体が回復する状況を注視しながら、YouTube¹（動画共有サービス）などのSNS（利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス）も活用し、地域住民が興味を惹くような啓発方法を利用していく必要があります。また、サロン交流会については、当面の間は開催が難しいため、サロン活動の様子をCATV（阿波市ケーブルテレビ）で放送するなど、活動の活性化を図ります。

② 地域間の交流拠点の偏り

平成29年度より新規サロンが14ヶ所開設し、市内のサロン数は37ヶ所となりました。しかし、地域によって偏りがあり、サロンの継続や新規開設に向けての取り組みがペースダウンしている状況です。サロン数の少ない地区に働きかけ、新規開設につなげると同時に、現在開催できているサロンが継続して実施できるように支援していく必要があります。

③ 地域課題の把握について

地域課題を把握するために、生活支援コーディネーターがサロンや民生委員定例会などに参加し、社会福祉課をはじめとした行政や地域の関係機関と連携、意見を集約してきました。しかし、意見の集約が一部に限られているため、あらゆる機会を捉えて意見を集められるよう情報収集などの手段を検討する必要があります。また、民生委員・児童委員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーにアンケート調査を実施するなど、別の手段でも地域課題の把握に努める必要があります。

④ 地域住民の交通手段の確保

移動支援事業（個別支援型・車両輸送型）については、今後も既存の事業者との調整を進めると同時に、新規事業者の参入を促進するなど事業実施体制の確保を進める必要があります。デマンド型乗合交通は地域住民への認知度が向上し、利用者数が年々増加しています。一方で、デマンド型乗合交通の予約が困難な場合などもあり、誰もが不自由なく利用できるよう公共交通の整備を進めていく必要があります。

¹ 詳細は、本市のYouTubeチャンネルを参照のこと。

(<https://www.youtube.com/channel/UCMAzrYzqtBbHJvYP6DihNww>)

⑤ 老人クラブ加入者数の減少

老人クラブでは、教養講座の開催、スポーツ活動などの健康づくりや生きがいづくりを通して、高齢者がいきいきと暮らせる社会を目指しています。しかし、老人クラブ加入者の高齢化もあり、加入者数は減少しているため、新規会員の加入を促していく必要があります。

(2) 「基本目標Ⅱ 地域福祉活動に対する支援の充実」について

① 新型コロナウイルス感染症の影響によるボランティア活動・福祉教育などの縮小

清掃美化活動、老人ホームの慰問、大掃除など、地域においてボランティア活動の活性化を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で密集して行う活動は中止しています。また、人権フェスティバル、人権啓発・男女共同参画講演会なども同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できておらず、感染予防をしたうえで実施できる活動を検討していく必要があります。

② ボランティア参加者、ボランティア学習などへの参加者数の減少

広報などを利用して介護予防サポーターなどの養成を周知すると同時に、活動拠点も設けていますが、年々参加者数が減少しています。講座後のアンケートを参考に、ボランティア講座の内容を改善し、ボランティア育成の取り組みを引き続き支援する必要があります。

また、ボランティア活動への参加という点でみると、広報活動を通じた参加呼び掛け、本市のイベントなどにボランティア体験ができるコーナーを設置するなど、活動を促す取り組みが実施できていない状況にあります。市広報誌、市ホームページ、CATV（阿波市ケーブルテレビ）などでの情報発信でも、参加を広く周知するまでには至っておらず、情報発信の方法を再度検討していく必要があります。

心のリフォーム学級といったボランティア学習についても、高齢者の参加が多い一方で、若年層の参加は少ない状況にあります。さらに、参加者が固定化しており、参加を広く周知していく必要があります。また、ばあわーあっぷといった、人権・男女共同参画に関する学習会や講演会などでも同様に、受講者数が減少しており、参加を広く周知していくと同時に、講師の選定といった開催内容や方法を再度検討していく必要があります。

③ ボランティア連絡協議会についての広報の未実施

ボランティア連絡協議会の取り組み内容などを広く周知し、どのような活動を行っているのか情報提供を行う必要がありますが、現時点ではできていない状況です。ボランティア活動についてすべての地域住民に周知できるよう、担当部署間で連携し広報を検討していく必要があります。

④ 地域福祉に関わる団体間の連携体制の構築

地域福祉に関わる団体同士で、情報共有や意見交換を行うことができる場や機会の提供ができていない状況です。関係団体間で交流できる場づくりが必要となります。

⑤ 地域福祉活動への参入支援の整備

NPO法人の創設については、実績がない状況です。一方、住民活動団体の創設については、令和2年度より阿波市いきいきシニア活動支援事業補助金を新設し、新たに取り組む住民活動に対して補助を実施しました。今後は、住民活動団体の創設を一層積極的に支援し、小規模の活動でも地域住民自ら進めていけるような土台を築いていく必要があります。

(3) 「基本目標Ⅲ 福祉サービスの充実と適切な利用の推進」について

① 地域ケア推進会議からの政策提言について

地域の介護支援専門員などからの相談に応じ、地域ケア個別会議を開催、個別ケースの対応を検討し連携強化に努めています。また、個別ケースの検討から地域課題の発見につながり、必要なサービスの検討を行うため、地域ケア推進会議を開催しています。しかし、地域ケア推進会議からの政策提言には至っていません。地域ケア個別会議、地域ケア推進会議ともに今後も引き続き開催し、新たなサービスの創設につながるよう関係者との連携を図り協議していく必要があります。

② 相談窓口の充実

乳幼児健診などで心身の発達が気になる乳幼児と養育者を対象に、専門職による相談日を設けています。今後も専門職の確保に努め、養育者への支援と適切な療育につなげる必要があります。

人権に関する総合的な相談窓口については、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での相談が困難な状況にあり、法務局で開設している電話での相談も活用して周知・啓発活動に努める必要があります。

③ 潜在化している福祉サービスの需要や、福祉サービス未利用者の発掘

福祉サービスについては、現在のサービスを利用している人数に基づき、必要量を確保しています。しかし、潜在的な需要の掘り起こしには至っていません。また、毎年福祉サービスの新規申請がありますが、サービスの該当者のうち一部の未申請者に対して周知が必要です。

④ 新型コロナウイルス感染症の影響による学習機会の減少

生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯などを対象に学習支援教室を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数が減少しています。また、特別支援学校高等部の生徒などを対象に、夏期社会適応訓練事業を実施し福祉的就労の機会の充実に努めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていません。

(4)「基本目標Ⅳ 安全・安心な地域づくりの推進」について

① 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない人について、成年後見利用支援事業を推進し、権利擁護に努めてきました。しかし、成年後見制度の周知・啓発活動については十分とは言えず、効果的な周知方法を検討する必要があります。

② 人権相談窓口の充実

毎月、特設人権相談を開設していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権相談を実施できなかった時期がありました。また、広報などを通じて相談窓口に関する周知も行っていますが、完全には浸透していない状況です。今後も人権相談窓口を定期的に関催し、地域住民の抱えている課題を解決するために利用を促していく必要があります。

③ 要配慮者などへの協力員の不足

見守りを依頼する近隣住民の高齢化により、協力員の確保が困難になっています。緊急通報装置設置者も年々減少しており、協力員の確保が急務です。独居の高齢者に対し、民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動が適切に行われるよう体制づくりを支援します。

④ 新型コロナウイルス感染症の影響による認知症カフェの未実施

令和元年度に移動型の認知症カフェを開催し、認知症の方やその家族が悩みなどを相談できる場を設けると同時に、交流拠点を設置しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により開催箇所は1ヶ所のみとなり、その後は実施できていません。認知症の方やその家族が悩みなどを相談し合いながら意見交換し、息抜きのできる場の提供や、相談窓口の周知に努めます。

⑤ 避難支援体制の確立

避難支援体制の確立には、関係部署との横のつながりが不十分であり、関係団体や地域住民の中でも考え方に温度差があるなど課題が多く実施できていない状況です。避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、行政、社会福祉協議会、関係団体、地域住民の連携によって、すべての避難行動要支援者が素早く安全に避難できるよう、避難支援体制の確立に努める必要があります。

⑥ 福祉避難所の整備

新たに市内の社会福祉施設など6ヶ所を福祉避難所として指定し、受け入れ対象者を拡大して対応しています。しかし、受け入れ人数については、新型コロナウイルス感染症の影響により制限があり、要配慮者の避難想定人数に対して十分な数には達していない状況です。福祉避難所への直接避難も可能となってきたため、福祉避難所での受け入れ体制や運用について検討が必要になります。

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

本市では、第2次計画において「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」を基本理念に掲げ、地域住民、地域福祉に関わる団体、行政などが協力して、地域福祉の基盤づくりを進め、人々が住み慣れた地域で快適に、安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

第3次計画となる本計画では、地域住民、地域福祉に関わる団体、行政、社会福祉協議会などが地域課題を解決し、地域を一層活性化していくために連携体制の強化を図ります。また、個々人の強みを生かしながら地域全体で支え合い、誰もが住み慣れた地域で充実した生活を送っていけるよう、第2次計画までの基本理念の精神を引き継いで、以下のように設定します。

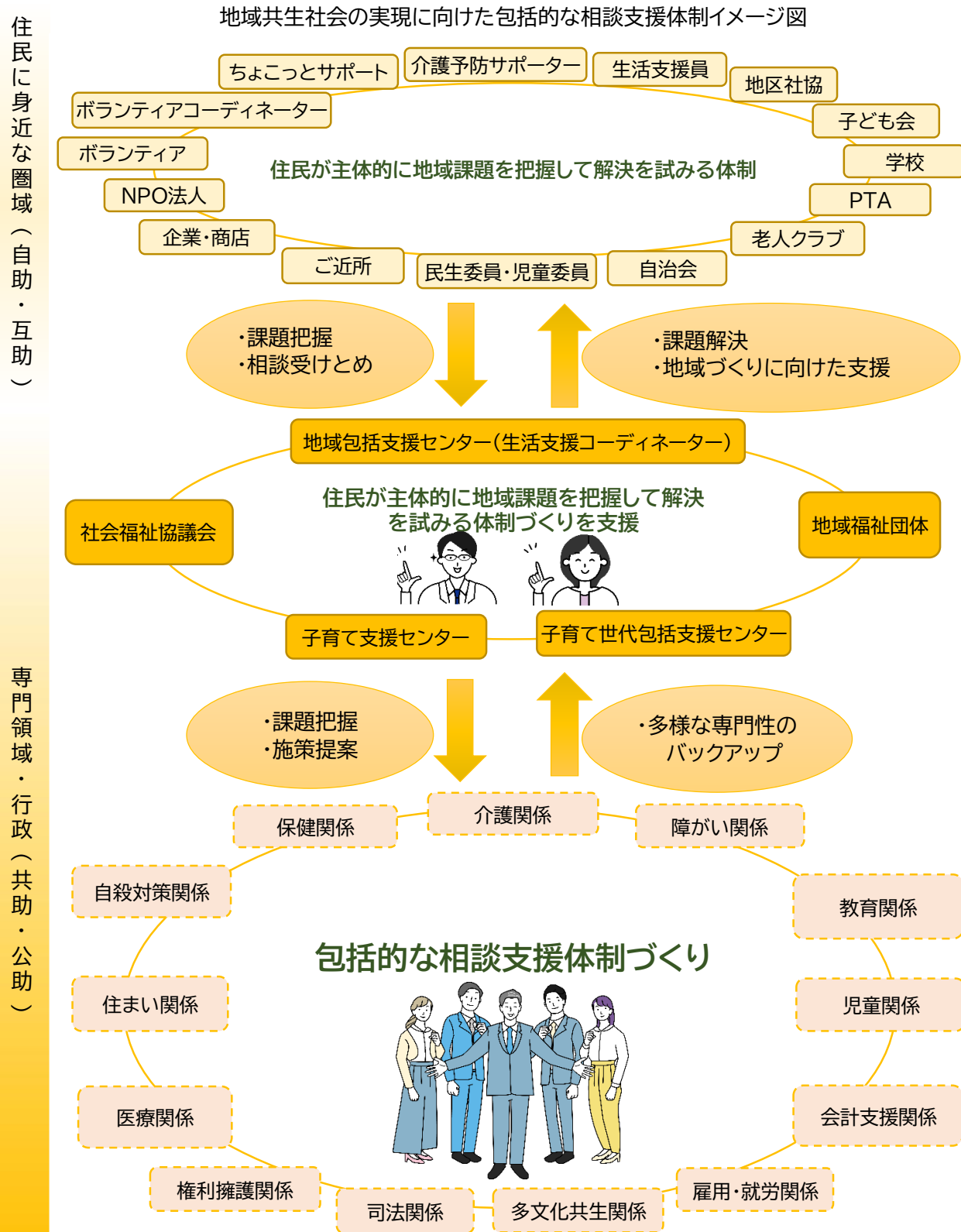
～～基本理念～～

みんなで支え合い築く地域福祉
快適で安心が実感できるまち・阿波



2. 重要視点

地域住民、地域福祉に関わる団体、地域の専門機関、行政などが一体となり、市全体で地域課題の解決に取り組む包括的な相談支援体制を構築していきます。



3. 基本目標

(1) 地域全体での地域福祉活動の推進

本市では、地区レベルの小規模なイベントから市全体で実施する大規模な行事に至るまで、様々な行事、イベント、講演会などの地域活動を実施しています。また、これらの地域活動では、地域住民、関係団体、行政をはじめとした多くの人たちが携わっています。

計画策定にあたり実施された各種調査からは、地域福祉に関わる団体が社会全体の変化を受け、参加者集め、広報活動、活動内容や開催方法など、地域福祉活動を進めていく際、多くの課題に直面していることが示されました。これらの課題について、各団体が工夫して解決に向けた取り組みを進めていくことで、地域福祉に関連する活動の活性化を図り、地域全体を一層盛り上げていきます。

(2) 地域福祉活動のネットワーク構築

地域福祉活動の大きな課題として、地域福祉に関わる団体、地域の事情に詳しい民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会など、地域に関わる人・団体間で連携が十分には行われていないことが挙げられます。一方で、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）をはじめとした、地域福祉に関わる団体や行政をつなぐ人たちが活発に活動を進めており、現時点で連携体制が整備されつつある分野も少なからずあります。団体間の協力・連携体制を強化するようなこれらの活動を引き続き推進すると同時に、“地域福祉”という大きな枠組みの中にある多くの地域課題を解決するため、より包括的な連携体制を築いていきます。

(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

地域で暮らす誰もが充実した生活を送るためには、日常生活を送る中で困難を抱えている人たちの課題を地域全体で解決していくことが必要です。独居の高齢者、障がいのある方、認知症の方、生活困窮者、子育て中の方など、地域住民が抱えている課題は多岐に渡ります。そのため、地域で解決すべき課題や解決策としての福祉サービス也多岐に渡り、地域で暮らす誰もが不自由なく暮らしていけるサービスを検討していく必要があります。

また、その際には、個々のサービスでは対応できず制度の狭間で困難を抱えている人たちへの支援が必要であり、地域で暮らす誰一人として取り残さない支援体制を模索していきます。

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

地域福祉を推進していく際には、様々な背景を抱えて暮らす地域の人たちについて、お互いがお互いのことを知り、理解していく営みが不可欠です。また、誰もが人生の最終段階に至るまで自立した生活を送り、他者と積極的に交流していけるような支援が必要です。本計画では新たに成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を併せて策定することで、地域で暮らす困難を抱えている人たちの生活全般を保障していきます。

同時に、災害発生時などの緊急事態への対応は継続的に検討を進めていきます。ここでも要支援者への支援体制として、関係団体間の連携が重要な課題として挙げられます。地域で暮らす人たちの権利の保障と、緊急時の体制の確立という二重の意味での“安全”を確保することで、住み慣れた地域で誰もが長く暮らしていけるような地域づくりを推進します。



4. 施策体系

基本理念「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」の実現を目指し、本計画の基本目標と施策を次のとおり設定します。

みんなで支え合い築く地域福祉

快適で安心が実感できるまち・阿波

1. 地域全体での地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動への参加促進
- (2) 地域福祉活動の広報・啓発促進
- (3) 地域福祉活動の資源の充実
- (4) 地域全体の活性化

2. 地域福祉活動のネットワーク構築

- (1) 団体間の情報共有の促進
- (2) 団体間の人材・活動の交流の促進
- (3) 団体間の連携に向けた仕組みづくり

3. 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

- (1) 福祉サービスの内容の充実
- (2) 支援を必要とする人についての情報収集と支援の促進
- (3) 相談支援の充実

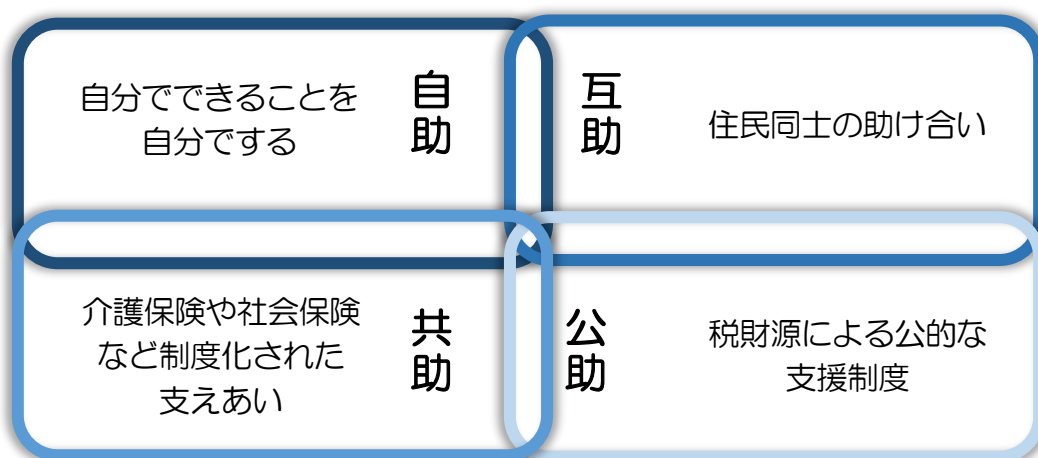
4. 安全・安心な地域づくりの推進

- (1) 地域で暮らす多様な人たちへの理解促進
- (2) 災害発生時の支援体制の強化
- (3) 権利擁護の支援の徹底＜成年後見制度利用促進基本計画＞
- (4) 犯罪をした人への包括的な支援の推進＜再犯防止推進計画＞

第4章 地域福祉施策の展開

本計画を推進していくためには、行政による「公助」や社会保険制度などの「共助」だけでなく、“自分ができることは自分でやる”という自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠です。「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割を分担し連携していくことで、地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進します。

本計画でも以上の考え方を採用し、「市民の取り組み（自助）」「地域の取り組み（互助・共助）」「行政の取り組み（公助）」に分けて、施策を展開していきます。



基本目標1. 地域全体での地域福祉活動の推進

市の現状

■市民アンケート

- 地域組織活動について“参加している”（「積極的に参加している」及び「都合がつけば参加するようにしている」）人たちは、全体の 56.9%になっています。一方で、“参加していない”（「参加したことはないが今後は参加したい」、「以前は参加していたが、今は参加していない」及び「参加したことがないし今後も参加しない」）人たちは、全体の 36.5%になっています。
- 地域組織活動に参加できない理由について、「仕事や家事が忙しく時間が無い」が 34.7%で最も多く、次いで「人間関係がわずらわしい」が 27.3%、「健康や体力に自信がない」が 24.1%、「どのような活動があるのかわからない」が 23.1%となっています。
- 福祉分野のボランティアについて、「活動したことがない」のは全体の 78.4%となっています。また、福祉分野のボランティア活動に「関心はあるが、参加する機会がない」が 36.3%と最も多くなっています。
- ボランティア活動の輪を広げるために重要なこととして、「活動の内容を知らせる広報の充実」が 56.4%となっています。

■関係団体へのヒアリング

- 地域活動での困りごとを尋ねると、「新しいメンバーが入らない」が 33.3%で最も多く、地域福祉活動の参加者不足が大きな課題となっています。

地域福祉活動の参加者不足についての意見（抜粋）

デイケア、グループホームとも職員が足りないので、それを補ってくれる高齢者のボランティアが協力してくれるとありがたい。

民生委員自身が高齢になっている。また勤めている人もいて活動が十分できてないので行政も各担当が動いて欲しい。

会員の高齢化が進む中、後継者が育てられず他の団体と協力して会員を募る。会員が不足しつつある。

- 地域活動での困りごとについて、「市民に情報発信する場や機会が乏しい」が25.4%となっています。

広報活動についての意見（抜粋）

日常の困りごとや地域の問題に対して、どのような福祉サービスを受けることができるのかを知ってもらうことが大事だと思う。

社会福祉協議会が具体的にどう活動し、住民がどのように利用できるかを広報などで啓発すべきだと思う。

地域のボランティア団体などの情報を知りたい。周知が不足しているので？と思う。

- 地域活動の拠点について、以下のような意見がありました。（抜粋）

誰もが利用できるサロンなどの不足

施設老朽化

- 地域福祉活動の活性化について、以下のような意見がありました。（抜粋）

今以上に小地域活動を深めていきたい。その際、社会福祉協議会に関わってもらい、よりよい地域にしていきたい。

■現状評価シート（抜粋）

- 介護予防サポーターなどのボランティアの養成を周知し、活動拠点を設けていますが、年々参加人数が減少していることが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や規模縮小、人流の制限もあることから、周知・啓発活動に対しての成果は伸び悩んだように思われます。
- サロン数は増えているものの地域によって偏りがあります。

①地域福祉活動に関わる人手の不足

地域福祉に関わる多くの団体で、活動の参加者や担い手が不足しています。また、福祉に携わる人材や専門職についても同様に不足しており、人手不足の解消は急務だと言えます。背景には、地域福祉活動への参加者の高齢化だけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があります。

②地域福祉活動などの周知・啓発活動の不足

市内で活動する地域福祉活動の団体については、活動内容が十分に周知されているとは言えない状況です。

また、多くの地域福祉活動や各種行事、イベント、啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や延期になったものが数多くあります。

③地域福祉活動の拠点などの不足

福祉サービスを利用できる施設や、地域福祉活動で利用する活動拠点の整備が不十分だと言えます。

④地域福祉活動の不足とマンネリ化

地域福祉活動やボランティア活動について、地域間の偏りが見られます。また、現在行われている地域福祉活動については、活動がマンネリ化しているなどの意見も見られました。



(1) 地域福祉活動への参加促進

施策の方針

- ◆ 地域福祉に関わる住民主体の活動について、参加者を増やす取り組みを推進します。また、活動に関心がある人たちの情報を収集し、参加者の継続的な参加を支援します。
- さらに、地域福祉活動に関わる人たちについては、研修などの学習機会を定期的に設けることで、個々人のスキルアップを促していくことも必要です。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域福祉に関わる活動への関心を持ちましょう。
- 地域で行われている活動や各種行事、イベントに参加してみましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉活動への参加者を集めましょう。
- 地域福祉に関わる団体ごとに勉強会や研修を実施するなど、参加者のスキルアップを図りましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 地域福祉活動への参加者の発掘

具体的には・・・

- 老人クラブなど、地域で暮らす人たちが主体となった活動について、参加者を募集する取り組みを支援します。
- 地域福祉活動への参加に関心を持つ人たちに向けた、効果的な参加者募集の方法を検討し、地域福祉に関わる各団体へ情報提供を行います。
- 地域福祉に関わるボランティアやボランティアコーディネーター、介護予防サポーター、認知症サポーター、生活支援員などの育成に努めます。また、ボランティア講座の開催内容を再検討することで、講座参加者のボランティアに対する関心を一層高められるように努めます。

■担い手の育成支援

具体的には・・・

- 地域福祉活動についての学習機会を設けることで、活動の担い手の資質向上を図ります。
- 福祉サービスの各種相談窓口の職員、福祉サービスを提供する団体の職員、民生委員・児童委員などへの研修参加を促し、相談者やサービス利用者の困りごとに対して円滑に対応できるように努めます。
- 地域の中での女性参画を推進し、地域福祉活動の担い手として、女性の積極的な参加を促進していきます。

(2) 地域福祉活動の広報・啓発促進

◆ 施策の方針

地域福祉活動、各種行事やイベントなどの広報活動を、継続的に実施していきます。また、啓発活動については、社会の変化に応じて、今後の開催方法や開催内容について十分に検討する必要があります。

福祉サービスについても、サービス利用までの手続きや各制度の内容など周知していく必要があり、制度を利用できる対象者に合わせた効果的な周知方法を検討します。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 積極的に地域福祉活動や福祉サービスの情報を収集しましょう。
- 地域の啓発活動に参加してみましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉活動、各種行事やイベント、啓発活動について、効果的な方法で周知していきましょう。
- 活動内容や開催方法について柔軟に対応しながら、継続的に実施していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 地域福祉活動、啓発活動などの広報の促進

具体的には・・・

○市広報誌、市ホームページ、CATV（阿波市ケーブルテレビ）、SNS（利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス）など情報発信の方法を工夫した幅広い広報活動の取り組みを支援します。また、阿波市いきいきシニア活動支援事業補助金やボランティア連絡協議会の取り組み内容など、地域福祉活動を支援する事業についても同様に、複数の方法を活用して情報提供を行います。

○社会の変化に即した形で、文化協会の行事、ふれあい会館祭、地区公民館の発表会、阿波市文化祭、人権フェスティバル、人権啓発・男女共同参画講演会、心のリフォーム学級など、各種行事やイベントの開催を推進し、地域福祉や人権に関わる広報啓発に努めます。

○イベント開催にあたっては、効果的な啓発を進めるために地域住民のニーズの把握に努めます。また、ボランティア体験のコーナーを設置する、人権問題を周知するなど、地域への関心を高める取り組みを支援します。

■ 福祉サービスについての情報提供の充実

具体的には・・・

○支援を必要とする人が、必要な制度、事業、サービスの情報を容易に得られるよう、市広報誌、市ホームページ、CATV（阿波市ケーブルテレビ）、SNS（利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス）などによる分かりやすい情報提供を推進します。また、相談窓口や支援機関に関する情報を掲載したリーフレットなどの作成を推進します。

(3) 地域福祉活動の資源の充実

◆ 施策の方針 ◆

地域福祉活動で利用する活動拠点や、福祉サービスを利用できる施設の整備を推進します。その際には、公共施設など既存の施設も活用していくことで、地域全体を活性化していきます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域で利用できる公共施設など既存の施設と、その利用方法について関心を持ちましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域で利用できる公共施設など既存の施設を、積極的に活用していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 地域福祉活動の活動拠点の整備

具体的には・・・

○地域福祉活動で利用する施設やその設備について現状を把握し、誰もが利用しやすい環境に整えていきます。

■ 既存施設の有効活用

具体的には・・・

○既存施設を活用することで、地域に根差した活動を推進します。

(4) 地域全体の活性化

施策の方針

- 地域福祉活動について地域間の偏りをなくすと同時に、小規模の団体でも継続的に活動できるように支援します。また、現在行われている地域福祉活動については、活動内容の見直しや新しい活動への挑戦を支援することで、地域全体の更なる活性化に努めます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域福祉に関わる団体の活動に対して、積極的に協力していきましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉に関わる各団体で、活動内容を見直していきましょう。
- 新たな取り組みを企画し、積極的に挑戦していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 地域福祉に関わる団体などへの活動支援

具体的には・・・

- 年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす誰もが地域福祉活動に参加できるように、各団体で取り組み内容の見直しを実施するように推進します。
- 地域福祉に関わる各団体で、現在行われている活動が参加者のニーズに即したものか、日頃から検討を進めるように推進します。
- 高齢者が主体となり、楽しみながら地域社会に貢献する活動に対して補助金を交付する阿波市いきいきシニア活動支援事業補助金など、地域で暮らす人たちの主体的な活動について多方面での支援を行います。
- 介護予防サポーターなどボランティアによる取り組みを推進することで、地域の活性化を図ると同時に、介護予防の観点から地域で暮らす人たちの健康維持を推進します。
- 地域福祉活動の地域間の偏りを是正し、どの地域においても活発に活動を進めていけるような環境整備を進めます。

基本目標2. 地域福祉活動のネットワーク構築

市の現状

■関係団体へのヒアリング

- 地域活動を行ううえで、他のボランティア、団体、公共団体などと協力・連携していないと回答した団体は、全体の38.1%となっています。
- 地域活動での困りごとを尋ねると、「他の団体と交流する機会が乏しい」が31.7%となっています。

①情報共有についての意見（抜粋）

地元の自治会などと協力し、援助が必要な人を早期発見し、必要なサービスにつなげる。

1人の民生委員が地域全体の高齢者、子供達の状況を把握するのが難しいので、情報を共有できる様な場所があるとよい。

②活動内容の連携についての意見（抜粋）

社協などのイベントに加えてほしい。今年度大俣公民館で調理講習が行えるため、そういった連携を待っている。

病児保育を行っているが、認定こども園も含めた組織との交流や連絡をもう少し行いたい。

③人員交流についての意見（抜粋）

見守り支援や何らかの活動を求められると人員不足のため難しい。社協・住民ボランティアの協力を得られれば可能ではないかと思われる。

④地域福祉活動を結びつける体制についての意見（抜粋）

自施設や自法人内で対応できない時に、他団体を紹介してくれたり、相談できる仕組みがあれば良い。

今あるボランティア団体などが一緒に日常活動ができる複合会館を作り、各団体がお茶でも飲みながら、日常的に情報交換できたり、実務活動できる場ができるところから始めればよいと思う。

■現状評価シート（抜粋）

- 団体同士が情報共有や意見交換を行うことができる場や機会の提供はできていないので、今後行う必要があります。

現状から見える課題

①地域福祉に関わる団体間の連携の不足

地域福祉に関わる団体の多くは、他団体との連携ができていない状況にあります。また、他団体と協力している団体でも定期的に情報共有している団体は少ない状況です。

②個々の地域福祉活動をつないでいくネットワークの不足

地域福祉に関わる団体、自治会、行政、社会福祉協議会など、地域福祉に関わる団体間での多方面の連携ができていないと言えます。特に団体間の懸け橋になる仕組みづくりや、気軽に情報共有できる場づくりが進んでいない状況です。



(1) 団体間の情報共有の促進

施策の方針

- ◆ 地域福祉に関係する利用者の情報や、参加者・利用者からの意見などを、地域福祉に関わる団体間で積極的に共有していけるよう団体間の連携を推進します。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 行政や地域福祉に関わる団体などに、日々暮らしていく中で感じたことや意見を伝えましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉に関わる団体間で、様々な情報を共有しましょう。
- 地域福祉に関係する利用者などの情報の取扱いについて、各団体で検討していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 地域についての情報共有の促進

具体的には・・・

- 民生委員・児童委員、介護予防サポーターなど地域福祉活動の担い手同士の交流を推進します。
- 地域福祉に関わる各団体が持っている情報について、関連する団体との共有を促進します。また、地域に根差した団体から、地域課題や地域住民に関する情報を得ることで、地域の見守り体制を強化し地域課題の解決を図ります。
- 社会の変化に即した方法で、地域住民、行政、地域包括支援センターなどが連携して、意見交換会の場を検討します。また、サロン活動や民生委員・児童委員と連携し、日頃からの地域課題の把握に努めます。
- 地域住民の個人情報など、地域福祉に関わる団体間で簡単には共有できない情報について、情報の取り扱い方法を検討し、団体間で共通認識を持てるように周知します。

(2) 団体間の人材・活動の交流の促進

施策の方針

- ◆ 地域福祉を担う団体間での活動内容の連携や、地域福祉活動の担い手同士の交流を推進します。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域福祉活動に関心がある人や、専門的な知識を持った人を、活動に巻き込んでいきましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉に関わる各団体で、活動内容など団体に関わる情報を積極的に発信していきましょう。
- 地域福祉に関わる他団体と連携し、地域課題の解決を目指して協力していきましょう。
- 地域福祉に関わる他団体の取り組みにも参加し、地域福祉に関わる団体間での人材交流を深めましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 団体についての情報共有の促進

具体的には・・・

- 地域福祉に関わる各団体について、活動内容や団体活動を進めていくうえでの課題など、詳細な情報を収集していきます。
- 各団体についての情報を関連する別の団体に紹介することで、地域福祉に関わる団体間の連携を促進します。
- 各種行事やイベントなどを介して、地域福祉に関わる団体間での連携を図り、地域福祉活動の活性化を図ります。

■ 団体間の人材交流の推進

具体的には・・・

- 地域福祉に関わる各団体について、担い手の不足など人手に関する情報を把握し、地域福祉に関わる団体間での人材交流を促します。
- 社会福祉協議会などから、地域福祉に関わる各団体への人材派遣を行うことで、地域福祉に関わる団体の現状を把握するように努めます。

(3) 団体間の連携に向けた仕組みづくり

施策の方針

- ◆ 地域福祉活動を円滑に行うため、地域福祉に関わる団体、行政、社会福祉協議会などが多方面で連携していくことを推進します。その際、自分たちの活動に関係する他団体の取り組みを紹介してもらい、自分たちでは対処しきれない利用者からの相談内容を引き継ぐなど、地域福祉に関わる団体間の懸け橋になる仕組みを検討していく必要があります。また、団体間で気軽に情報共有できる場づくりについても検討していきます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域で暮らす人たちとの交流を深め、協力・連携の機会を増やしていきましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉活動に関わる個人、団体、行政、社会福祉協議会などと積極的に連携していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 解決困難な地域課題への支援

具体的には・・・

○地域福祉に関わる各団体だけでは解決できない地域課題について、行政、社会福祉協議会、関係団体などへの支援につなげられる仕組みづくりを検討します。

■ 団体間連携の場づくり・仕組みづくりの促進

具体的には・・・

○関係団体、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域福祉に関わる人たちが情報を共有し、意見交換を行える場や機会の提供を推進します。

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）など、地域課題の把握に努める人たちを中心に、地域福祉に関わる団体や行政との連携を進めます。

○社会の変化に即した方法で、地域活動の交流拠点間での連携を図ります。

基本目標3. 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

市の現状

■市民アンケート

- 地域の中で優先的に解決が必要な課題について、「独居高齢者・高齢者のみ・障がい者世帯の安否確認」が34.3%、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」が30.0%、「市内の移動手段について」が27.2%となっています。

■関係団体へのヒアリング

- 福祉サービスについて、以下のような意見がありました。（抜粋）

サービスの質が低下しているように思われる。

高齢者が多い山間部で、買物、病院、銀行への移動手段が、デマンド型乗合交通に限られているのが非常に不便である。

（聴覚障がい者に関して）防災無線での緊急放送は全くキャッチできないので、困ったということはあった。

阿波市には児童館がない。学校に行っている子には放課後児童クラブがあるが、学校に行っていない子は？

- 地域活動での困りごとについて、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が27.0%となっています。（以下、抜粋）

日常の困り事や問題がわからないのが現状である。

利用して欲しい子供達や保護者の要求などがつかめない。

- 支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちが「いる」と回答したのは、全体の38.1%となっています。（以下、抜粋）

支援が必要と思われるが、ご本人・ご家族が他者の介入を嫌がるケースは支援に結びつかない。定期的な支援は必要と思われる。

- 福祉サービスの相談窓口について、以下のような意見がありました。（抜粋）

総合的な窓口が欲しい。

相談窓口を分かりやすくする必要があると思う。まず、どこに相談したらよいか分からない人が多い。かかりつけ医などで聞く人も多いよう。

①福祉サービス全般の充実

住民アンケート調査では、地域福祉に関する17項目の中で「福祉サービスなどの基盤整備と質の向上」が特に重要な項目の1つとして挙げられています。その一方で、団体調査からは、各団体が対象としている人たちに向けた行政と民間の福祉サービスが量・質ともに“充足している”と回答したのは4割強となっており、福祉サービスの内容について一層改善していく必要があります。

②支援を必要とする人に関する情報収集と支援の推進

地域の中で困りごとを抱えている人、制度の狭間にいる人などの情報を集めることは困難であり、地域福祉に関わる団体からも「支援を必要とする人の情報が得にくい」という意見が複数見られました。

③福祉サービス全般に関わる相談窓口の利用の促進

現状では、多数の福祉サービスを網羅した総合的な相談窓口が十分に機能しているとは言えず、利用者や地域福祉に関わる団体にとって相談窓口が分かりづらい状況だと言えます。



(1) 福祉サービスの内容の充実

施策の方針

- ◆ 福祉サービスの充実にに向けた取り組みを推進していきます。特に、移動手段に制限のある高齢者や、独居の方、障がいのある方、子育て中の方など、地域に暮らす様々な人たちに向けた、多方面のサービスが必要です。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域で利用できる福祉サービスについて、積極的に情報を集めましょう。
- 現在利用している福祉サービスについて、「こうなれば、もっと良くなる」など改善できる部分を見つけた場合、関係する団体などに意見を発信していきましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉活動を活発に展開しましょう。
- 不足している福祉サービスについて、自分たちで補うことができる内容については積極的に改善していきましょう。
- 不足している福祉サービスについて、自分たちで補うことが困難な場合、他団体と情報を共有し、連携して改善していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ サービスについての困りごとの収集・検討

具体的には・・・

○地域住民から広く福祉サービスに関する意見を収集することで、福祉サービスの更なる改善につなげます。

■多方面でのサービス内容の充実

具体的には・・・

- 高齢者、認知症の方、障がいのある方、子育て中の方など、福祉サービスを利用する方が満足してサービスを利用できるように、サービス利用者のニーズの変化にも柔軟に対応しつつ、行政、社会福祉協議会、地域の関係機関などが連携し、必要量の確保に努めます。
- 福祉サービスを利用する人の相談に応じ、適切な福祉サービスにつなぐための継続的な支援を推進します。
- 高齢者や障がいのある方が長く住み慣れた地域で過ごせるよう、周辺の自治体と連携して地域生活支援拠点等事業を推進します。
- 生活困窮者の子世代について、学習支援や就学支援を実施することで、地域に暮らす誰もが自立した生活を送れるように支援します。
- 地域ケア個別会議で見出された地域課題について、地域ケア推進会議での検討を進めることで、不足する福祉サービスの新設につながるように支援します。

(2) 支援を必要とする人についての情報収集と支援の促進

◆ 施策の方針 ◆

地域の中で困りごとを抱えている人、制度の狭間にいる人など、支援を必要とする人についての情報を収集します。また、地域福祉に関わる各団体が把握している情報を整理することで、支援を必要とする人に関する情報を集約し、福祉サービスをより効果的に展開していきます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 自分の家族やご近所の方で困りごとを抱えている人について関心を持ちましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域の人たちの暮らしぶりや状況に関心を持ち、困りごとを抱えている人たちの情報を把握できるように努めましょう。
- 地域福祉に関わる各団体が把握している情報を整理し、支援を必要とする人に関する情報をまとめましょう。

▶行政の取り組み（公助）

■支援を必要とする人の情報収集の促進

具体的には・・・

- 独居の高齢者、障がいのある方、子育て中の方などをはじめ、支援が必要であるにもかかわらず支援できていない人の把握に努めます。
- 制度やサービスを知らないために利用できないという事態をなくしていくため、制度やサービスに関する分かりやすい情報提供に努めます。

■包括的な支援体制の整備

具体的には・・・

- 高齢者、障がいのある方、子育て中の方などの複雑化・多様化するニーズに対して、的確に対応できるような支援体制の整備に努めます。
- 社会の変化に即した形で、老人クラブ連合会による友愛訪問や民生委員・児童委員の見守り活動を実施し、独居の高齢者の社会参加を促進します。また、民生委員・児童委員のみならず、地域住民全体が見守っていける体制を整備します。
- 高齢者、認知症の方とその介護者などが気軽に悩みを相談し、意見交換ができる場や機会づくりの支援を促進します。

（3）相談支援の充実

◆施策の方針

地域住民が福祉サービスを利用していく際の相談窓口について分かりやすく設置し、困りごとを抱えた人たちがすぐに相談窓口へアクセスできるような体制を整備していきます。

▶市民の取り組み（自助）

- 地域で暮らしていく中での困りごとは一人で抱え込まず、福祉サービスの相談窓口や、民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉活動に関わる人（団体）へ相談しましょう。

▶ 地域 の取り組み（互助・共助）

- 行政などが設置している福祉サービスの相談窓口について、どのような窓口が設置されているのか、いつ、どこで開設されているのかといった情報を把握しましょう。
- 地域住民の困りごとを、福祉サービスの相談窓口など担当部署や地域の関係機関につなげていきましょう。

▶ 行政 の取り組み（公助）

■ 福祉サービスに関する相談窓口の整理・再検討

具体的には・・・

- 地域住民に何かしらの困りごとが生じた際、どこに相談すれば良いか分からず支援につながらないことがないように、各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。
- 複合的な事例については、担当部署間で連携できる体制づくりを進めます。

■ 福祉サービスに関する総合的な相談窓口の利用促進

具体的には・・・

- 地域包括支援センターが設置している総合相談窓口について、相談内容を把握したうえで、担当部署へつなぐとともに地域の関係機関との連携の充実に努めます。
- それぞれの専門的な相談窓口で、より適切な相談対応ができるように、相談窓口間の連携を強化します。また、総合相談窓口を中心とした相談窓口のネットワークを確立します。

基本目標4. 安全・安心な地域づくりの推進

市の現状

■市民アンケート

- 「災害時に、可能であれば高齢者や障がいのある人、乳幼児など配慮が必要な方の避難を支援」すると回答したのは、全体の79.3%となっています。
- 災害発生時などの緊急事態に、避難場所への誘導といった手助けが必要な人は、全体の13.3%となっています。また、家族や近隣で避難場所まで避難するのに支援が必要な方がいるかについて、「近隣にいる」が23.9%、「家族にいる」が19.0%となっています。
- 地域の中で優先的に解決が必要な課題について、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が35.7%で最も多くなっています。

■関係団体へのヒアリング

- 様々な人たちが地域でともに暮らしていくことについて、以下のような意見がありました。（抜粋）

認知症の人を単純に怖いと思うのをやめてもらいたい。住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、地域の方も変わる必要があると思う。

地域の方々にも障がいに対する理解や知識が深まるともっと良いのではないかと考える。

■現状評価シート

- 避難支援の体制づくりには、関係部署との横のつながりが不十分であること、団体や地域住民の中でも考え方に温度差があることなど課題が多く、実施には至っていません。
- 高齢者虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）による相談件数は年によってばらつきがありますが、相談内容は複雑化しており、高齢者を緊急に保護しなければならない場合があります。
- 成年後見制度の周知・啓発活動については十分といえない状況であり、効果的な周知方法を検討する必要があります。

①地域に暮らす多様な人たちの共存に向けた取り組みの推進

認知症の方、障がいのある方など、地域には様々な人たちが生活しています。地域福祉を進めていくためには、多様な人たちがともに暮らし、理解を深めていくことが不可欠です。個人の権利が尊重され、地域の人たちが支え合って暮らしていけるような市民意識を育てていく必要があります。

②災害発生時の支援体制の強化

住民アンケート調査、団体調査ともに、災害発生時の支援体制の強化を求める声が数多く見られました。特に、支援が必要な人について、災害発生時の支援体制が不十分だと言えます。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知については、今後も引き続き必要だと言えます。その際、弁護士をはじめとした成年後見制度に関する専門職と、制度を利用する高齢者、障がいのある方に関わる地域福祉活動の団体などをつないでいくことで、効果的に制度利用を促進していく必要があります。

④再犯防止に向けた取り組みの活性化

犯罪をした人への理解が進んでおらず、犯罪をした人の社会復帰に向けた多方面での支援が不十分だと言えます。また、保護司の高齢化が進んでおり、新たな人材の確保が必要です。



(1) 地域で暮らす多様な人たちへの理解促進

施策の方針

高齢者、認知症の方、障がいのある方、子育て中の方など、地域で暮らす多様な人たちが、互いに理解を深めていくことが必要です。個人の権利が尊重され、地域の人たちが支え合って暮らしていけるような住民意識を育てるための、様々な取り組みを推進します。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 地域で暮らす他者について知り、お互いのことを理解しましょう。
- 地域福祉に関する学習機会を活用し、学びを深めましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域の誰もが地域福祉活動に参加できるように、開催方法や開催内容について見直していきましょう。
- 地域福祉活動を通して、地域の様々な人たちとの交流を深めましょう。また、地域の人たちと交流できる機会を積極的に作っていきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 福祉教育・人権教育の推進

具体的には・・・

- 地域、学校において、地域福祉に関する学習やボランティア学習などの福祉教育を推進します。
- こども園や学校などと連携することで、幼少期から食や健康についての学習・取り組みを行い、地域で暮らす人たちの健康づくりを促進します。
- 地域や学校における人権講演会、学習会の開催を支援します。

■ 誰もが利用しやすいサービス・環境などの整備

具体的には・・・

- 障がいの有無などに関わらず、誰もが必要な情報をすぐに得られるように、意思疎通や情報入手にかかる支援を行います。
- ユニバーサルデザインを利用することで、分かりやすい情報発信に努めます。
- 既存の公共施設についてバリアフリー化を進めると同時に、今後建設・設置予定の公共施設などについて、ユニバーサルデザインを採用します。

(2) 災害発生時の支援体制の強化

◆ 施策の方針 ◆

災害発生時など緊急事態に支援が必要な人について、支援体制のあり方を再度検討します。また、災害発生時には行政や関係団体などの連携が不可欠であり、支援に向けたネットワークの整備を推進します。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 災害発生時に迅速に避難できるよう、避難経路や避難方法の確認をしましょう。また、家族やご近所の方と情報を共有しましょう。
- 災害発生時に支援が必要な人が身近にいないか、確認しましょう。
- 災害発生時に支援が必要な人について、可能な範囲で避難などの手助けをしましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 関係団体と、緊急事態に支援が必要な人についての情報を共有し、的確な支援に結び付けましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 避難行動要支援者などへの支援体制整備

具体的には・・・

- 民生委員・児童委員などと協力して、避難行動要支援者名簿の作成を継続的に実施します。また、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努め、支援を必要とする人や災害発生時の危険区域に住む人たちへの支援を推進します。
- 行政、社会福祉協議会、関係団体、地域住民の連携を活性化することで、避難支援の体制づくりを推進します。

■ 福祉避難所の整備

具体的には・・・

- 社会の変化を踏まえて、要配慮者の適切な受け入れができるような福祉避難所の設置に努めます。
- 福祉避難所への直接避難に対応できるような運用方針の検討を実施し、体制づくりを推進します。

(3) 権利擁護の支援の徹底＜成年後見制度利用促進基本計画＞

施策の方針

- 成年後見制度など権利擁護に関わる制度や事業の更なる利用促進に向けて、啓発活動を推進します。また、地域福祉に関わる各団体が制度や事業についての理解を深め、積極的に交流していきます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 権利擁護に関わる制度や事業について、知識を深めましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 地域福祉に関わる各団体で、権利擁護に関わる制度や事業について学習する機会を設け、理解を深めましょう。
- 地域福祉活動の参加者や利用者に、権利擁護に関わる制度や事業について周知していきましょう。
- 成年後見制度の専門職と積極的に連携していきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 権利擁護に関わる制度・事業の周知徹底

具体的には・・・

○社会の変化に即して、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度、人権相談窓口など、権利擁護に関わる制度や事業の啓発活動を強化します。

■ 権利擁護体制の強化

具体的には・・・

○金銭管理や契約行為に支障をきたしている高齢者や、判断能力の低下があり家族などの支援が受けられない方に対し、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業への補助金を交付するなど支援を実施します。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童・高齢者・障がい者虐待などの暴力の根絶に向けて、支援が必要な人たちの自立した生活を保障できるような支援体制の整備に努めます。

○権利擁護に関わる団体間をつなぎ、権利擁護体制の確立に寄与する中核機関の設置を目指します。

(4) 犯罪をした人への包括的な支援の推進＜再犯防止推進計画＞

◆ 施策の方針 ◆

犯罪をした人の社会復帰に向けて、住居の確保、就労に向けた支援、生活保護といった経済的な支援など、多方面での支援が必要です。また、地域住民全体が犯罪をした人について理解を深める中で、地域に受け入れていく土台を築いていきます。

▶ 市民の取り組み（自助）

- 犯罪をした人について深く知り、地域全体で見守っていきましょう。

▶ 地域の取り組み（互助・共助）

- 犯罪をした人が地域福祉活動に関わることを支援し、積極的に受け入れていきましょう。

▶ 行政の取り組み（公助）

■ 犯罪をした人への理解促進

具体的には・・・

○犯罪をした人の状況や取り組みについて把握し、地域全体に周知していくことで、理解を図っていきます。

■ 犯罪をした人への支援強化

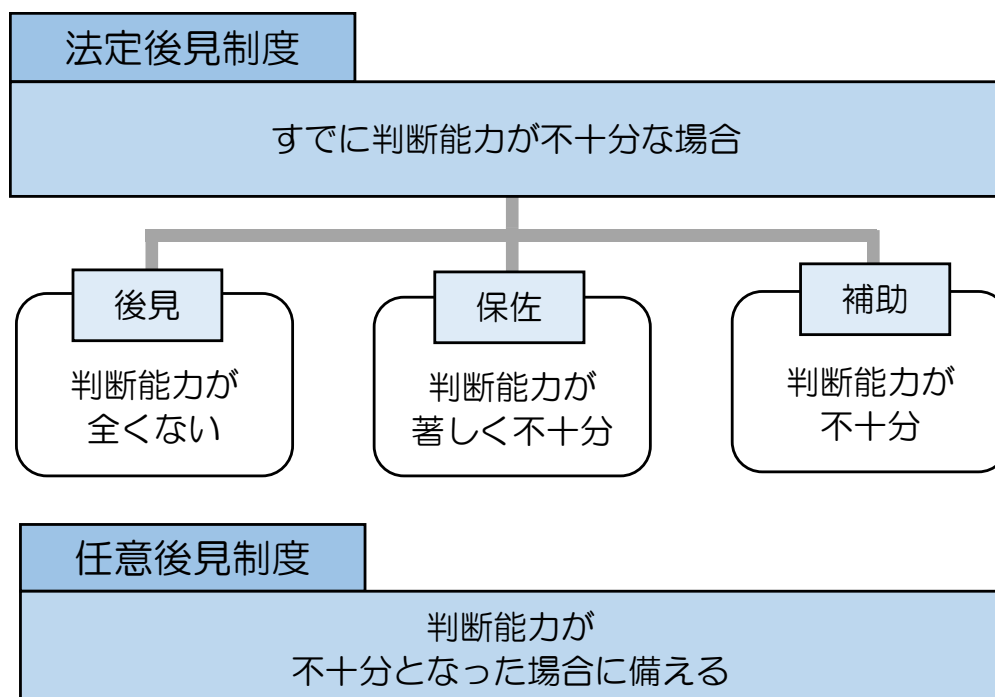
具体的には・・・

○犯罪をした人の生活支援、就労支援を実施することで、地域に根差した暮らしを送れるよう支援していきます。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画 (阿波市成年後見制度利用促進基本計画)

1. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどにより判断能力が不十分な方は、不動産などの財産管理や福祉サービス利用などの身上保護といった法律行為を一人で行うことが難しい場合や、不利益を被る、悪質商法などの被害にあう恐れがあります。契約などの法律行為における意思決定が困難な方について、成年後見人、保佐人、補助人がその判断能力を補い、権利を擁護し、法律的に支援する制度のことです。



2. 成年後見制度が必要となる背景

わが国では、高齢化の進行による認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は今後もますます高まると思われます。しかしながら、成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村の講ずる措置を定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとされました。

本市においても、高齢化率が増加し、認定者に占める認知症高齢者の割合も増加傾向にあります。今後も支援を必要とする人が増加していくと考えられることから、制度を必要とする人が正しく支援に結びつき、制度利用後も継続的に支援していける仕組みを作っていく必要があります。

3. 阿波市における成年後見制度に関する取り組みの状況

本市の成年後見制度に関する相談は、令和 2 年度には 20 人と過去最多になりました。成年後見制度市長申立て件数は横ばい傾向となっています。

	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
成年後見制度に 関する相談（実人数）	10 人	17 人	11 人	20 人	8 人

	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
成年後見制度 市長申立て件数	8 件	5 件	4 件	6 件	4 件

4. 成年後見制度利用促進に向けた今後の取り組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築のための取り組み

どこにいても、誰もが自分らしい生活を守るための制度として、必要なときに成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの構築に取り組む必要があります。地域連携ネットワークの役割として、以下の3つが示されています。

1. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
2. 早期の段階からの相談・対応体制の整備
3. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

この役割を念頭に置き、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする連携の仕組みを作っていく必要があります。

チームとは

家族・親族、主治医、介護支援専門員、民生委員、ボランティア、金融機関、専門職など、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。チームは、後見開始前には、地域の中で権利擁護支援を必要とする人の発見と支援へのつなぎの機能を担います。後見開始後には、法的な権限を持つ後見人などと協力して本人の見守りを行い、継続的に本人の状況や意思を把握する役割を担います。

協議会とは

法律・福祉の専門職団体や地域の関係機関が自発的に協力・連携して、後見開始前後に関わらず、チームに対し必要な支援を行えるような体制づくりを進める合議体です。機能としては、チームへのバックアップ体制の整備、困難な事例に対応するためのケース検討会議などの開催、多職種間での連携強化、家庭裁判所との情報交換や調整が求められています。

中核機関とは

地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、法律・福祉などの専門知識を有した地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持・発展させ、円滑に協力を得るノウハウなどを段階的に蓄積しつつ、地域における連携と対応強化を継続的に推進していくことが求められています。

(2) 地域連携ネットワークの中核機関の整備に向けた取り組み

中核機関の4つの機能として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能があり、この4つの機能を充実させることで、副次的効果として不正防止の機能も果たすこととなります。

まずは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置について、既存の権利擁護などに関する機関や取り組みを活用しつつ、市町村が整備・運営していくことが望ましいことから、これらを踏まえて検討していきます。

(3) 成年後見制度の周知・啓発活動

支援を必要とする人が正しく支援につながるよう、本市で取り組んでいる成年後見制度利用支援事業の周知・啓発活動を行い、地域住民の成年後見制度への理解を深めていきます。

また、団体調査の結果でも、弁護士、司法書士、社会福祉士といった成年後見制度に関する専門職が、日頃より高齢者支援や介護を行っている福祉関係者や地域住民などに対して、周知・啓発活動や質疑への対応などを行うことが重要であるという意見があったことから、地域連携ネットワークの構築とあわせて仕組みを検討していきます。

第6章 再犯防止推進計画(阿波市再犯防止推進計画)

1. 計画策定の背景

刑法犯の検挙人員が平成 16 年以降減少している一方で、検挙人員に占める再犯者率は増加しており、令和元年には 48.8%と約半数になっています。安全・安心に暮らせる地域社会の実現のためには、再犯防止が重要な課題となっています。このような状況を受け、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村において「地方再犯防止推進計画」を策定することとされました。

犯罪をした人の中には、仕事や住居がない、身寄りがないなどの理由から、地域で生活していくうえで困難を抱えている人もいます。再犯を防止するためには、犯罪をした人が地域で孤立することなく暮らしていけるよう、地域の関係団体や関係機関などが連携して立ち直りの支援といった「息の長い支援」を行う必要があります。このような背景を踏まえ、本市でも再犯防止に関する取り組みを記載した「再犯防止推進計画」を策定することといたしました。

2. 再犯防止を取り巻く現状

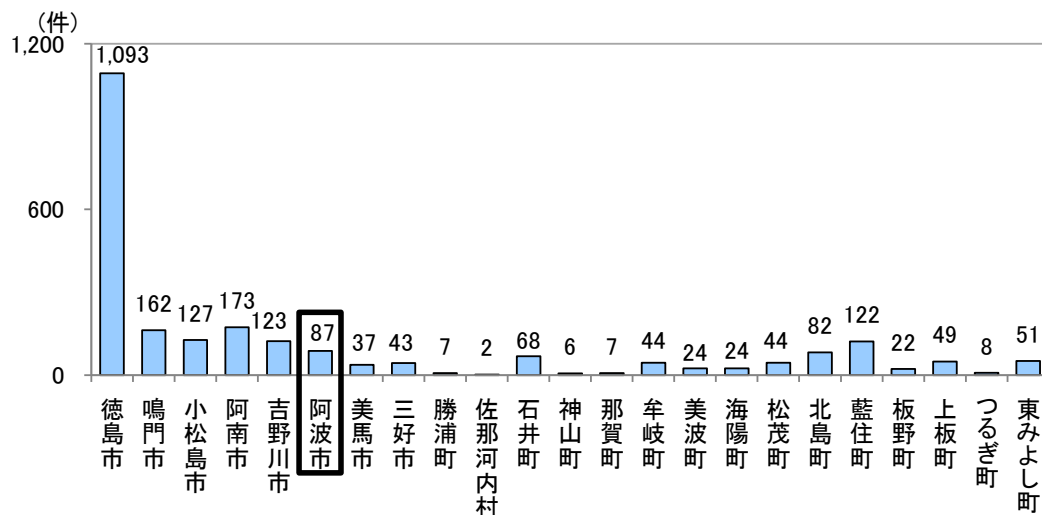
(1) 保護司の活動

保護司とは、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた、身分上は非常勤の国家公務員（実質的には民間のボランティア）として、保護観察官と協働して保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動を行う人のことを言います。

本市では、保護司会と更生保護女性会による更生保護、犯罪や非行の予防、明るい社会づくりへの活動が行われています。

(2) 令和2年 徳島県市町村別刑法犯認知件数

徳島県内の市町村別の刑法犯認知件数は、徳島市が最も多く、阿南市、鳴門市と続き、本市は87件で7番目に多くなっています。

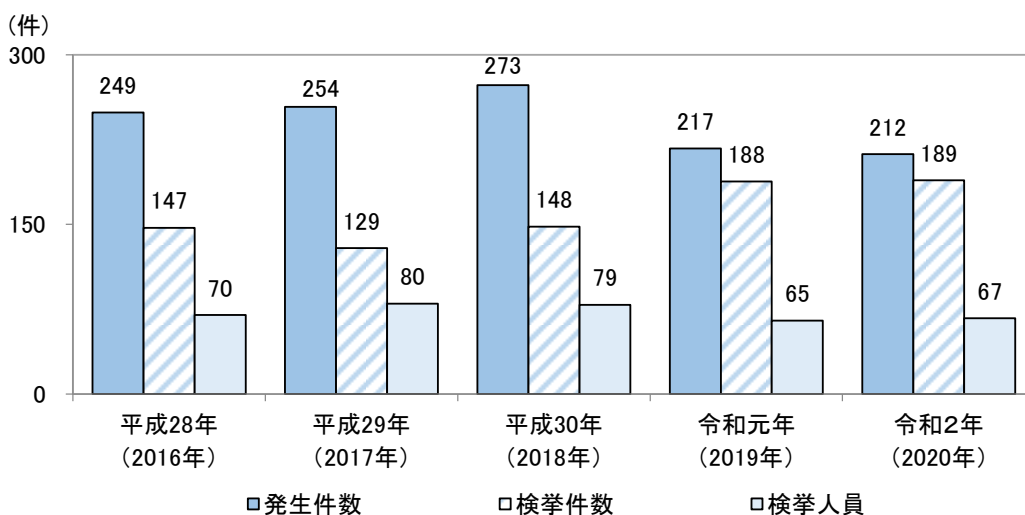


出典：徳島県警察ホームページ

(<https://www.police.pref.tokushima.jp/05maptoukei/p10541/index.html#jump2>)

(3) 阿波吉野川警察署管内刑法犯発生・検挙状況の推移

阿波吉野川警察署管内の刑法犯件数は、平成30年の273件が最も多く、令和2年にかけて減少しています。検挙件数は平成29年以降増加傾向で、検挙人員は微減傾向となっています。

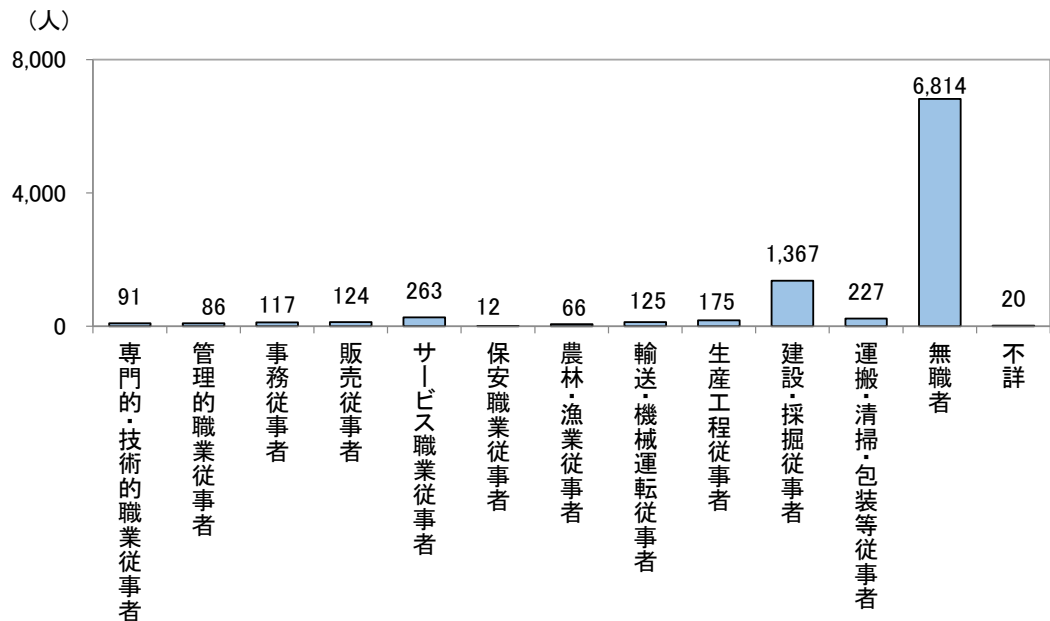


出典：徳島県警察ホームページ

(<https://www.police.pref.tokushima.jp/05maptoukei/kh011/index.html>)

(4) 再犯時の職業の状況

再犯者9,487人の再犯時における職業をみると、「無職」が圧倒的に多くなっています。



出典：矯正統計年報（令和2年）

3. 再犯防止推進の取り組み

(1) 再犯防止推進に関する周知・啓発活動

再犯を防ぐための取り組みとしては、犯罪をした本人の更生はもちろんのこと、生きづらさを感じることなく地域で暮らしていけるように、地域住民の理解が必要不可欠です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間として、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動が行われています。また、同月は「再犯防止啓発月間」でもあり、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための周知・啓発活動が行われています。

本市でも引き続き、街頭広報やポスター掲示などによる地域住民への周知・啓発活動を実施し、理解を深めていきます。

(2) 就労の確保

再犯時の職業の状況からもわかるように、仕事がないために犯罪を繰り返してしまう人が非常に多く、安定した就労の確保は再犯を防止するための重要な取り組みとなります。

本市においては、今後もハローワークなどと連携して、保護観察を受けている人や生活困窮者などの自立支援としての就労支援を推進します。

また、協力事業主（刑務所出所者などの事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する事業主）の相談に応じる、採用手続きを支援するといった、刑務所などに入っている人と協力事業主をつなぐ法務省の機関「コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）」の活動について、周知に努めると同時に、犯罪をした人の雇用を推進していきます。

(3) 住まいの確保

出所後の住居が確保されている人とそうでない人で比較すると、住居が確保されていない人の再犯に至るまでの期間は、確保されている人より短いという現状があります。住まいの確保は、地域で安定した生活を送るための必須条件であり、再犯防止を推進するうえで非常に重要な取り組みとなることはいうまでもありません。

本市においては、引き続き生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給を行います。また、公営住宅への優先入居についても検討していきます。

(4) 保健医療・福祉サービスの利用促進のための取り組み

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人であるか否かに関わらず享受できるものです。立ち直りや再犯防止のため、必要な支援が的確に本人に届くよう、刑事司法機関（徳島保護観察所、徳島法務少年支援センターなど）、更生保護施設、保護司会、更生保護女性会などと地域の関係機関の連携に努めます。

(5) 保護司など民間協力者の活動の推進

再犯防止を推進していくためには、民間ボランティアなどの協力が必要不可欠です。特に保護司の活動は、地域の再犯防止に大きく寄与しています。しかし、退職後に保護司に就任する人が多く、在任期間が短いことや高齢化が課題となっています。今後も保護司による活動を支援していくため、保護司の役割や活動などの周知に努めます。また、上述の「社会を明るくする運動」に多くのボランティア団体が参加できるよう、活動の周知を図ります。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進・見守り体制の構築

本市の地域福祉の推進は行政単独の力で成し遂げることはできず、地域住民、地域福祉に関わる団体、地域の関係機関、民間事業者などと目的を共有し、積極的な協働を進めることが重要となります。

そのためには、それぞれの主体的な取り組みを充実させつつ、それを地域全体に働きかけていく仕組みづくりが必要です。自助・互助・共助を推進するとともに、見守りサポーターなどによる地域住民主体の見守り体制を構築し、地域福祉計画を推進していきます。

また、計画の進捗管理については、担当部署が随時個々の事業について評価や見直しを行っていくことで、第4次計画策定の際に適切な評価ができるように努めます。

2. 行政の役割

地域福祉を推進する団体や地域の関係機関などの役割を踏まえながら、相互に協力・連携を図るとともに、行政内部においては、介護、保健、障がい分野をはじめ、医療、雇用・就労、教育、権利擁護など担当部署との連携強化を図ります。市政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

また、総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、国や県との整合性を図り、近隣市町との連携を試みます。

さらに、地域福祉への住民参加の機会を拡充することに努め、地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供、総合相談体制の充実などに努めます。

3. 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。本計画の基本理念と基本目標を達成するために、地域福祉活動への地域住民の参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会の重要度が高まり、さらに大きな役割を担うことが期待されます。

このため、社会福祉協議会と協力・連携して、本計画に基づく各施策や関連する地域福祉活動計画を推進します。

4. 地域福祉活動計画と地区別の推進体制

社会福祉協議会の策定した地域福祉活動計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）においては、市場、阿波、吉野、土成の4つの地区別に課題を洗い出し、その解決のために何をすべきか目標を定めながら、地区の取り組みとして具体的に示しています。

本計画においても、各施策を推進していく中で、地域福祉活動計画における地区ごとの取り組みについて、社会福祉協議会などと連携しながら推進します。

5. 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの役割

地域住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、地域社会における構成員の一員であるという自覚を持つ必要があります。また、地域福祉の担い手としての意識を強く持ち、自らボランティア団体などの地域福祉活動に積極的・主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが重要です。

民間事業者においても、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。また、利用者のニーズに基づく新たなサービスの提供、地域住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画など、地域福祉を充実させる取り組みを進めていくことが重要です。

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民をはじめNPO法人や企業といった民間事業者やボランティア団体などの様々な主体による自主的な取り組みと、相互の連携による協働の取り組みが重要となります。

6. 地域コミュニティにおける推進体制

地域福祉に関わる団体を中心とした地域コミュニティと行政の協働により、地域課題の解決に向け取り組んでいくことが地域づくりには必要となっており、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取り組みは極めて重要です。今後、こうした地域コミュニティなどが、共通する目的や地域課題を共有し、相互に役割を分担しながら活動していけるように、地域コミュニティを強化し、その連携を図ることが求められます。

地域住民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することで、行政と連携して地域課題の解決に取り組むことができる地域コミュニティづくりを推進します。

本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参画を促すとともに、地域コミュニティを中心に、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、人権擁護委員などとも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要です。地域コミュニティ内の体制づくりを促進するとともに、積極的な支援を行います。

資料編

1. 関連事業一覧

ここでは、本計画に関連する事業名を担当課ごとに掲載している。また、＜施策体系 該当部分＞では、これらの関連事業が本計画のどの施策に対応しているか、表形式で掲載している。施策 No.に該当する施策名は以下の通りである。

基本目標 1. 地域全体での地域福祉活動の推進

施策 No.	施策名
1-1	(1) 地域福祉活動への参加促進
1-2	(2) 地域福祉活動の広報・啓発促進
1-3	(3) 地域福祉活動の資源の充実
1-4	(4) 地域全体の活性化

基本目標 2. 地域福祉活動のネットワーク構築

施策 No.	施策名
2-1	(1) 団体間の情報共有の促進
2-2	(2) 団体間の人材・活動の交流の促進
2-3	(3) 団体間の連携に向けた仕組みづくり

基本目標 3. 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

施策 No.	施策名
3-1	(1) 福祉サービスの内容の充実
3-2	(2) 支援を必要とする人についての情報収集と支援の促進
3-3	(3) 相談支援の充実

基本目標 4. 安全・安心な地域づくりの推進

施策 No.	施策名
4-1	(1) 地域で暮らす多様な人たちへの理解促進
4-2	(2) 災害発生時の支援体制の強化
4-3	(3) 権利擁護の支援の徹底＜成年後見制度利用促進基本計画＞
4-4	(4) 犯罪をした人への包括的な支援の推進＜再犯防止推進計画＞

(1) 社会福祉課

事業 No.	事業名
社福 1	ボランティア連絡協議会補助金事業
社福 2	民生委員児童委員協議会補助金事業
社福 3	民生委員・児童委員の見守り活動
社福 4	民生委員・児童委員の相談・援助活動
社福 5	子ども民生委員活動推進モデル事業
社福 6	老人クラブ補助金事業
社福 7	友愛訪問事業
社福 8	婦人団体連合会補助金事業
社福 9	平和学習
社福 10	阿波市いきいきシニア活動支援事業補助金
社福 11	社会福祉協議会運営補助金事業
社福 12	市福祉大会におけるダイヤモンド・金婚祝事業
社福 13	敬老事業
社福 14	入浴助成券交付事業
社福 15	老人保護措置事業
社福 16	高齢者生活支援ハウス運営事業
社福 17	高齢者住宅改造促進事業
社福 18	老人日常生活用具給付等事業
社福 19	高齢者労働能力活用事業
社福 20	避難行動要支援者名簿事業
社福 21	自立相談支援事業
社福 22	重度心身障害者医療費助成事業
社福 23	ひとり親家庭等医療費助成事業
社福 24	障害者自立支援医療費事業
社福 25	障害者自立支援給付費事業
社福 26	障害児入所給付費事業
社福 27	重度身体障害者住宅改造助成事業
社福 28	理解促進研修・啓発事業
社福 29	障害者相談支援事業
社福 30	意思疎通支援事業
社福 31	日常生活用具給付等事業
社福 32	手話奉仕員養成研修事業
社福 33	移動支援事業（個別支援型・車両移送型）
社福 34	地域活動支援センター事業
社福 35	生活訓練等事業（パソコン講座）
社福 36	生活訓練等事業（調理実習）
社福 37	生活訓練等事業（夏期社会適応訓練事業）

事業 No.	事業名
社福 38	日中一時支援事業
社福 39	福祉ホーム利用費助成事業
社福 40	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
社福 41	点字・声の広報等発行事業
社福 42	自動車運転免許取得・改造助成事業
社福 43	更生訓練費給付事業
社福 44	地域生活支援拠点等事業
社福 45	権利擁護事業
社福 46	成年後見制度利用支援事業

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.						
	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
社福 1	○	○		○			○
社福 2				○	○	○	○
社福 3	○			○	○	○	○
社福 4	○			○	○	○	○
社福 5	○						
社福 6		○		○	○	○	○
社福 7				○	○	○	○
社福 8		○		○	○	○	○
社福 9	○						
社福 10		○		○	○	○	○
社福 11				○	○	○	○
社福 12	○	○					
社福 13		○					
社福 14		○					
社福 15							
社福 16							
社福 17		○					
社福 18							
社福 19				○	○	○	○
社福 20							
社福 21		○					○
社福 22		○					
社福 23		○					
社福 24							
社福 25							
社福 26							

事業 No.	施策 No.						
	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
社福 27							
社福 28	○	○					
社福 29	○			○	○	○	○
社福 30	○	○					
社福 31		○					
社福 32	○	○					
社福 33							
社福 34	○		○	○	○	○	○
社福 35	○						
社福 36	○						
社福 37	○						
社福 38							
社福 39							
社福 40	○	○					
社福 41		○					
社福 42							
社福 43							
社福 44	○						○
社福 45							
社福 46							

事業 No.	施策 No.						
	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2	4-3	4-4
社福 1				○			
社福 2							
社福 3	○	○	○		○		
社福 4	○	○	○		○		
社福 5	○						
社福 6				○			
社福 7	○	○	○				
社福 8				○			
社福 9	○			○			
社福 10							
社福 11							
社福 12	○						
社福 13	○						
社福 14	○						
社福 15	○						

事業 No.	施策 No.						
	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2	4-3	4-4
社福 16	○						
社福 17	○						
社福 18	○						
社福 19							
社福 20					○		
社福 21	○	○					
社福 22	○						
社福 23	○						
社福 24	○	○					
社福 25	○						
社福 26	○						
社福 27	○						
社福 28	○			○			
社福 29	○	○	○				
社福 30				○			
社福 31	○						
社福 32							
社福 33	○						
社福 34	○						
社福 35	○	○					
社福 36	○	○					
社福 37	○	○					
社福 38	○						
社福 39	○						
社福 40							
社福 41							
社福 42	○						
社福 43	○						
社福 44	○	○	○				
社福 45			○	○		○	○
社福 46			○	○		○	

(2) 子育て支援課

事業 No.	事業名
子1	地域の子育て力の充実
子2	家庭児童相談事業
子3	ひとり親家庭相談事業
子4	あわっ子はぐくみ医療費助成事業
子5	ファミリー・サポート・センター事業
子6	地域子育て支援拠点事業
子7	延長保育事業
子8	一時保育事業
子9	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
子10	子育て短期支援事業（ショートステイ）
子11	病児・病後児保育事業
子12	放課後児童健全育成事業
子13	子育て応援ヘルパー派遣事業

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.					
	1-1	1-2	1-4	2-1	2-2	2-3
子1	○		○			
子2	○	○	○	○	○	○
子3	○	○	○	○	○	○
子4		○				
子5	○	○	○		○	
子6	○	○			○	
子7		○				
子8		○				
子9		○				
子10		○				
子11		○				
子12		○				
子13		○				

事業 No.	施策 No.				
	3-1	3-2	3-3	4-1	4-3
子1	○			○	
子2	○	○	○		○
子3	○	○	○		
子4	○				
子5	○			○	
子6	○			○	
子7	○				
子8	○				
子9	○				
子10	○				
子11	○				
子12	○				
子13	○				



(3) 介護保険課(地域包括支援センター)

事業 No.	事業名
介1	小地域交流サロン
介2	地域包括支援センター運営協議会
介3	総合相談事業
介4	介護予防ケアマネジメント事業
介5	居宅サービス事業（介護予防支援事業）
介6	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
介7	生活支援体制整備事業
介8	地域ケア会議推進事業
介9	介護予防普及啓発事業
介10	阿波市管内介護支援専門員連絡会
介11	地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター養成講座）
介12	介護予防サポーターの活動支援
介13	家族介護用品支給事業
介14	住宅改修支援事業
介15	高齢者軽度生活援助事業
介16	高齢者緊急通報体制整備事業
介17	認知症総合支援事業
介18	地域介護予防活動支援事業（生活支援員養成講座）
介19	権利擁護事業
介20	成年後見制度利用支援事業

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.						
	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
介1		○	○		○	○	
介2	○						
介3	○	○		○	○	○	○
介4							
介5							
介6	○						○
介7	○	○			○	○	○
介8							
介9							
介10							○
介11	○	○		○			

事業 No.	施策 No.						
	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
介12				○	○	○	○
介13		○					
介14							
介15							
介16		○					
介17		○		○	○	○	○
介18	○	○		○			
介19		○					
介20							

事業 No.	施策 No.					
	3-1	3-2	3-3	4-1	4-3	4-4
介1						
介2	○			○		
介3	○	○	○			
介4	○	○	○			
介5	○					
介6	○	○				
介7	○	○	○			
介8	○	○	○			
介9				○		
介10	○	○	○			
介11						
介12						
介13	○					
介14	○					
介15	○	○	○			
介16	○	○	○			
介17	○	○	○			
介18						
介19			○		○	○
介20			○		○	

(4) 健康推進課

事業 No.	事業名
健 1	健康増進事業
健 2	食生活改善推進事業
健 3	運動自主グループの活動支援
健 4	阿波市スマイルファミリー不妊治療応援事業
健 5	発達相談

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.							
	1-2	1-4	2-1	2-2	2-3	3-1	3-3	4-1
健 1	○					○		○
健 2	○	○						○
健 3		○	○	○	○			
健 4	○					○	○	
健 5						○	○	

(5) 企画総務課

事業 No.	事業名
企 1	デマンド型乗合交通

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.
	3-1
企 1	○

(6) 市政情報課

事業 No.	事業名
市1	「広報あわ」発行事業
市2	阿波市ホームページ事業
市3	コミュニケーション支援事業

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.
	1-2
市1	○
市2	○
市3	○

(7) 人権課

事業 No.	事業名
人1	人権講演会
人2	人権啓発・男女共同参画講演会
人3	人権相談事業
人4	男女共同参画の推進
人5	会館祭（隣保館地域交流事業）

<施策体系 該当部分>

事業 No.	施策 No.						
	1-1	1-2	1-4	3-1	3-3	4-1	4-4
人1	○	○				○	
人2	○	○		○		○	
人3	○	○			○	○	○
人4	○	○				○	
人5		○	○			○	

(8) 学校教育課

事業 No.	事業名
学1	地域ぐるみ学校安全（スクールガードリーダー）
学2	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業
学3	要保護・準要保護児童生徒就学援助制度
学4	奨学金貸与事業
学5	障がいのある児童生徒の教育の充実
学6	適応指導事業

＜施策体系 該当部分＞

事業 No.	施策 No.							
	1-2	1-4	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
学1		○	○	○	○	○	○	○
学2	○				○		○	○
学3	○					○	○	
学4	○					○	○	
学5	○				○		○	○
学6	○	○	○	○	○	○	○	○

(9) 社会教育課

事業 No.	事業名
社教1	人権フェスティバル
社教2	心のリフォーム学級
社教3	人権啓発・男女共同参画講演会
社教4	人権教育推進協議会補助金事業
社教5	阿波市文化協会

＜施策体系 該当部分＞

事業 No.	施策 No.				
	1-1	1-2	1-4	3-1	4-1
社教1	○	○			○
社教2	○	○			○
社教3	○	○		○	○
社教4	○				○
社教5		○	○		○

2. 阿波市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和3年6月17日

告示第79号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市における地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿波市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (4) その他、計画の策定にあたり必要と認められること。

(組織等)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体代表者
 - (2) ボランティア団体代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が適当と認めた者
- (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を統括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外者の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年6月17日から施行する。
- 2 この告示は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

3. 阿波市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	阿波市民生委員児童委員連絡協議会会長	茂 治 博 仁	
2	阿波市身体障害者会会長	土 江 信 昭	
3	阿波市手をつなぐ育成会会長	福 井 公 子	
4	阿波市医師会会長	笠 井 謙 二	
5	阿波市ボランティア連絡協議会会長	羽 山 嘉 房	
6	阿波市老人クラブ連合会会長	田 村 二 男	
7	阿波市婦人団体連合会会長	原 田 道 代	
8	阿波市社会福祉協議会会長	沖 津 正 紀	副委員長
9	阿波市社会福祉協議会事務局長	大 村 久美子	
10	四国大学非常勤講師	日 開 野 博	
11	社会福祉法人蓬莱会理事長	大 塚 忠 廣	委員長
12	社会福祉法人共生会理事長	原 照 代	
13	養護老人ホーム伊月荘施設長	木 村 幸 子	
14	阿波市人権擁護委員会会長	篠 原 えり子	
15	阿波市子ども子育て会議会長	安 田 佳 子	
16	徳島県ハンセン病支援協会会長	十 川 勝 幸	
17	阿波吉野川地区保護司会会長	一 乗 教 仁	令和3年12月 2日就任
18	阿波市副市長	町 田 寿 人	
19	阿波市教育委員会教育長	高 田 稔	
20	阿波市健康福祉部長	寺 井 加代子	

第3次阿波市地域福祉計画

発行年月日：令和4年3月

発行：阿波市

編集：阿波市 健康福祉部 社会福祉課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地1

TEL：0883-36-6811

FAX：0883-36-5158